

第五條 本財團には左の財産を備ふべきものとす

- 一 資本金
- 二 経費収入
- 三 金銭出納日記帳簿
- 四 収入月報簿
- 五 寄附金名簿
- 六 器具備本圖書物品帳簿

其他會計に關する一切の書類

第六條 會計簿は毎月十日までに主要帳に前月末の月計及累計簿を添へて理事に提出すべし

財産目録

不動産の部

建物 (東京市神田區淡路町二丁目四番地所在)

二附建設會 壹棟

此建坪 二四四十三坪二合五勺 附 上 二二二坪七合五勺

柔道場 (附下) 此建坪 三十六坪

雨天體操場 此建坪 四十八坪

學劍道場 此建坪 十二坪

軟 球 (附上) 此建坪 二十六坪

小便 (附) 此建坪 六坪七合五勺

便 所 (二ヶ所) 此建坪 六坪五合

渡 廊 下 此建坪 十七坪

此價額 二萬二千七百五十八圓五錢

動産の部

圖書 此價額 千五百八十五圓

歷史標本博物地圖 此價額 百八十六圓

博物標本機械 此價額 三百七十二圓

理化學器械 此價額 八百二十三圓

鏡及顯微鏡 此價額 八百十九圓

器具雜品 此價額 二千四百六十五圓

計 六千二百五十四圓

債權の部

一金壹萬五千五百圓貳拾圓錢壹圓

一金四百貳拾五圓

一金四百參拾圓貳拾九錢

一金貳千九百九拾五圓九拾六錢壹厘

一金七百七圓貳拾參錢五厘

一金五千六百圓

合計 貳萬參千七百七拾參圓九拾貳錢七厘

右は神奈川縣議會總會町小町百十七番地同議所之場に貸與せし分

預金及現金

一金參百貳拾八圓拾一錢

定期預金

一金貳百圓

現金

總計 五萬貳千七百拾圓五拾三錢七厘

財団法人東京成成中学校役員

理事	橋本 三	石田半一郎	太田澄三郎
監事	小島源治郎	伊原 眞	
顧問	高橋 長清		
評議員	橋爪拾三郎	吉川 幸秀	花岡 敏夫
	澤柳政太郎	水野健太郎	白石光治郎
	渡野春治郎	渡邊 千多	瀧口吉兵衛
			服部宇之吉
			藤井 四郎
			岩出 健三
			中田 高藏
			水井 亨
			河津 通
			藤井 四郎

三月三十一日 同件認可(文部大臣一本喜徳郎)。

四月十三日 昭憲皇太后御靈代御奉遷に付き教職員生徒各總代一名神田門内に奉遷奉遷す。

四月一日 當時の授業料其他の經費左の如し。

一、授業料 一ヶ月 金三圓

一、受取料 金一圓 (第一學年受取者は徴收せず)

一、入學料 金二圓

一、通宿費代 金十圓

一、試験用紙代 金十五圓

一、校友會費 金二十圓

四月十一日 昭憲皇太后御一年祭奉遷式舉行。

四月二十九日 靖國神社臨時大祭に付き休校。

四月三十日 第五學年生徒全員大森射場に於て實包射撃を施行す。

五月 四日 財団法人設立の特東京區裁判所千住出張所に登記をなす。

五月十七日 神田區長(小野鐵藏)より左の通牒あり。

御大典に關し衛生上特に留意す可き注意書

九月二十五日 東京府内務部長(岡田忠彦)より

十一月十日即位の御大典を行はせらるゝに當り學校に於て儀式を行ふ際奉明すも明歌は文部省に於て規定せられたり

とて唱歌會一部廢止せらる。

十月二十一日 東京府内務部長より左の通牒あり。

御即位大禮御慶中萬歳奉唱の仕方

十一月二十二日 第四、五學年生戸山ヶ原代々木方面に於て盛大練習を舉行す。

十一月二十二日 若附行爲變更の件東京府知事を經て文部大臣に申請。

大正五年一月七日 同件認可(文部大臣高橋早苗)。

十一月六日 天皇皇后兩陛下 實所を奉養せられ京都へ移御し給ふ 幸上御一代御一度の行幸を奉送の爲の午前三時教職員生徒全員校庭に集合の上進々として宮城前廣場規定の位置に整列し前導を奉送す。

十一月十日 御即位の大禮を奉げさせ給ふ御日なり。

教職員生徒全員校庭に参集し副校長より訓辭あり國歌二唱、石田幸一郎氏御大禮に關する演説あり。

全國民の高處とサイレン汽笛一齊に鳴り響く午後三時三十分副校長著しく候禮前にて賀表を奉讀せられ校長の發辭にて高處を三唱奉讀せり。

十一月二十日 第四、五學年生徒青山代々木練兵場附近に於て盛大練習を舉行す。

十一月二十八日 天皇陛下御即位大禮の御慶御終了遊ばされたるにつき神樂を奉じて東京に還御し給ふ 教職員生徒全員二重橋前所定の位置に整列し午後四時三十分御着後奉送を奉送せり。

十一月三十日 大禮練兵式進行を代々木練兵場に於て舉行せられ教職員生徒八百名参觀す。

十二月三日 御大典奉祝の爲の午後五時教職員生徒全員校庭に集合の上提灯行列を行ひ宮城前

十二月九日 天皇陛下東京市奉祝會へ行幸被爲遊に付き練で休養し教職員生徒各自に奉送廻をなさしむ。

十二月十五日 東京府より

御即位當日儀養せられたる御書原本を受領す。

十二月十五日 東京府知事(井上友二)より府訓令第一三號にて左の訓令あり。

御大禮を了はらせらるゝに當り國民教育につき優遇なる御沙汰書を拜したり國

十二月十五日 大正二年北海道外大縣の凶作及同三年鹿児島縣島嶼島の地震被災民へ寄附金を贈りしにつき木杯一個を賞與せらる。

自明治四十二年  
大正四年 入學志願者及入學許可者數

学年	明治十二年	明治十三年	明治十四年	明治十五年	大正二年	大正三年	大正四年
第一学年	一九一五	二五七四	一五六七八	一五〇六〇八	一五六六九七	二〇一八一	一九六一〇三三
第二学年	一五一一	三〇九	一〇五	四〇	一七三	三三	一〇
第三学年	二七一	三六	一三	三二	一〇	四六	一
第四学年	二〇	一六	八	四	一	五	二
第五学年	一〇	七	一	一	一	一	一
計	五〇二	一九五六九六	一九五七七八	一六九七〇六	一八七七九	二二三	九五六二二八

二月十三日 角力大會及繪巻展覧會を開催す。  
五月二日 關東學生角力大會に出場す。

九月二十五日 生徒有志登山會を設立し相州大山に登山せり、之れ校友會山岳部の初のなり。  
十月五日 學校は法人組織となり同窓會も本改修展覧會を幸ふ意味を以て久しく中絶しありし同窓會を上野精養軒に開催し高橋長清男爵文部大臣高田早苗氏等出場せらる。

一、大正五年

二月四日 御即位當日祭宴殿の御儀に於て賜はりたる勅諭原本を拜受す。  
三月 御大禮記念事業として校内に圖書館を新築す。

- 一、月 日 大正四年九月着手 大正五年三月竣工
- 一、棟 樑 木造瓦葺二階建 一六坪五 (五三圓半)
- 一、經費 二、七〇〇圓〇〇(寄附)

内 應徴費 一、九九九圓九〇

圖書費 七〇〇圓一〇

向館内廣間の天井を新天井となし教職員及生徒の優秀なる書画を嵌入せり（懇願  
書具参照）

三 月 明治神宮御禮儀につき飲食飲水をなす。

十一月三日 學校に於て立太子禮奉祝式を舉行次で教職員生徒一同二重橋前廣場に整列高聲を  
奉祝す。

十一月二十日 授業料改正の特東京府知事（井上友二）を經由文部大臣（岡田良平）に申請。

舊 一ヶ年 金三十圓 毎月分納金三圓

新 一ヶ年 金三十三圓 毎月分納金三圓

十二月二日 同件認可（文部大臣岡田良平）。

十二月十二日 學校規則改正の特東京府知事（井上友二）を經由文部大臣（岡田良平）に申請。

舊 第三十六條、授業料は一學年金三十圓とす

但八月を除き毎月三圓宛分納するも納なし

新 第三十六條、授業料は一學年金三十三圓とす  
但八月を除き毎月金三圓宛分納するも納なし

舊 第二十八條、入學を志願する者は檢定料として金二圓を納む可し  
第一學年入學志願者は檢定料を要せず

新 第二十八條、入學を志願する者は檢定料として金二圓を納む可し  
大山元帥の國葬日に付き休業す。

五月 六日 聖山會有志筑波山に登山す。

五月 七日 聖山會有志筑波山に登山す。

五月 十日 學生相續大會に参加す。

八月 十日 有志伊勢一名古屋一静岡方面旅行をなす。

八月 十六日 有志伊勢一名古屋一静岡方面旅行をなす。

十二月 二十九日 聖山會有志伊豆半島旅行をなす。

一、大正六年

四月 三十一年式步兵銃五十挺の繰下げを受く。  
六月 二日 文部大臣(岡田良平)宛

生徒定員超過の件

につき申請の處東京府内務部長(東園基光)より

不認可

の旨通函あり。

四月 一日 生徒の所要経費大要左の如し

授業料 年額 金三十三圓

校友會費 年額 金二圓二十錢

被服費 多制服 一圓五〇

夏制服 三圓二〇

グートル 四圓

教科書 一年 五圓二八

帽子 一圓六〇  
外書 一圓四〇〇  
靴 五圓〇〇

二年 五圓〇七

三年 六圓六九  
四年 七圓六四  
五年 六圓六六

自大正元年 生徒入退學者數左の如し  
至大正六年

年次	元年	二年	三年	四年	五年	一六年
年度末生徒數	六〇〇	六七七	七五一	七六四	七八八	八四四
入學者	一八九	二三四	二二七	二〇四	二〇〇	一九四
退學者	一〇三	六九	七七	一〇三	七四	三六
卒業生	八八	七六	八八	一〇二	一〇〇	一一〇
入學志願者	七〇六	七九五	九五六	一〇四五	一一五三	一〇二六

六月 二十日 東京府内務部長より左の通函あり。

兵器支廠より受領せる彈藥の打撃備美は最寄軍隊を経て兵器支廠に納付の件

六月 十二日 李王殿下御入京奉迎

教職員一名生徒五名校旗を捧げて東京驛前に整列す。

六月 二十日 李王殿下御東京奉迎

九月 三十日 學校電話番號左の通り改正せらる。

舊 本局 三一一番

新 神田局 一四一番

十二月二十二日 第四、五年生徒園游、市川町附近に於て野外演習を施行す。  
十二月二十六日 東京府内務部長（瀧水尊介）より左の通牒あり。

体操用銃器の轉下げを受けたる學校にて之を他に轉賣するやの疑あり之に關しては大正五年八月二十三日附を以て通牒したるも更に白川陸軍次官より之れに關し通牒ありたるを以て此際十分に其保管を嚴重になし轉賣禁止するが如きことなきを期すること

尙銃器の取扱に付ては明治二十五年五月の東京府令第五十四號兵式体操科用銃器等取締規定を遵守すること

五月十三日 登山會有志は武州御嶽登山をなす。

八月五日 登山會有志は日本アルプス白馬岳登山をなす。

十二月二十六日 登山會有志は上州赤城山方面登山をなす。

一、大正七年

二月十九日 授業料改正の件東京府知事を経て文部大臣に申請す。

舊 年額金三十三圓

新 年額金三十八圓五十錢

三月五日 同件認可（文部大臣岡田良平）。

三月二十九日 學校規則改正の件東京府經由文部大臣に開申。

舊 第三十六條、授業料は一學年金三十三圓とす

但八月を除き毎月金三圓宛分納するも妨なし

新 第三十六條、授業料は一學年金三十八圓五十錢とす

但八月を除き毎月金三圓五十錢を分納するも妨なし

四月一日 初めて

東京國成中學校職員昇給内規

を別冊の通り制定し本年度より實施すること、なれり。

六月十八日 英國コンノート殿下御來京に付き職員十名生徒五十名禮ケ國通に整列奉迎す。

七月二十六日 生徒有志關西方面に旅行を行ふ。

七月二十七日 登山會員本竹方面探勝す。

十一月十七日 仙臺高等學校教授、生徒と共に龜王山に登山中道驛の件につき中學校長協會の發起により遺族に義捐金を送る。

感 謝 状

大正七年九月第五學年生徒は教員堀江秀雄氏の發願により皇軍地中海派遣艦隊に熱誠を盡めたる慰問状を送付せしに左記の禮状來れり一學校の慰問状としては之れが曠矢なりと。

御啓 堀江教師の御發願により五年諸子の慰問せられたる當艦隊宛慰問文一番正に受領仕候一同地首拜見致候儀一文を讀じ一章を讀む毎に何れも當地中海派遣艦隊將卒の勞苦を察せられ言々々々悉く御同情の念の發露せると認め只々感奮の外無之奉事多忙の間にも不拘率先此奉に出でられし堀江教師の御誠意及び之れに賛與せられし生徒諸子の眞情を深謝するものに有之候

御承知の如く當地中海方面に於ける吾人の任務は遠征不斷の活動力と堅忍不拔の精神とに加ふるに皇兵御禮の氣概及び風雨飄蕩の困苦に堪ふ可き健全なる体體を要する儀に有之候

抑も我帝國艦隊の歐洲海面に於て御同作戦に従事するは萬古未嘗有の事に屬し其成績の如何は與國の眼果に懸

大の關係を有するのみならず其一舉一動は直に是れ全艦無敵の我帝國の榮辱に關する次第に有之候

従て是般の責任觀念は古來より發はれし武士道の本體と相俟も只貴國の爲め一意報公の念を堅からしむる所以に外ならずと雖も併し諸子の如き熱烈なる活動の力に快つこと亦大なるものあるを爰え候

今や一般休戦條約締結せられ平和の曙光を認むるに至れりと雖も皇土の風雲尚未だ安堵を許さざるものあり吾人は時の平戰を問はず益々奮勵努力以て國威の發揚に努めんことを期するものに候

右佐藤司令官閣下の快命御禮申述度衛生徒諸子へは貴殿より可然御中傳相成度候

大正七年十二月十五日

第二特務艦隊司令官海軍大尉 山 村 實

東京開成中学校教師 堀江秀雄殿



一、大正八年

一月十五日 東京府教員互助會設立につき入會方勸誘し來りたるも學校教職員は入會せず。

五月 七日 皇太子殿下御成年式御舉行遊ばさる、に付き誠に休業す。

七月二十八日 授業料改正の件東京府知事經由文部大臣に申請。

舊 年額金三十八圓五十錢

新 年額金四十九圓五十錢

八月二十一日 同件認可（文部大臣中橋徳五郎）。

十月 三日 學校規則改正の件東京府經由文部大臣に開申。

舊 第三十六條授業料は一學年金三十八圓五十錢とす

但八月を除き毎月金三圓五十錢を分納するも妨なし

新 第三十六條授業料は一學年金四十九圓五十錢とす

但八月を除き毎月金四圓五十錢を分納するも妨なし

十月二十八日 校名改稱の件東京府經由文部大臣に開申。

舊 私立東京開成中學校

新 東京開成中學校

十一月十四日 神田區長（山縣鐵藏）より左の通牒あり。

學用品節約に關しては文部大臣東京府知事の訓令ありしが物價騰貴甚しき今日一定の制限を強制するが如きは父兄の負擔を増加し修學の目的を定よせしめ難きに付き中等程度以下の學校に在りては一定の制限を止め洋服和服等便宜の服装にて差支へざること決定せる趣其筋より通牒ありたれば注意のこと

尙學用品等も質素を尙び實用を旨とする様注意のこと

服装は教職員も同様なり

十一月十八日 前項神田區長よりの通牒により學校に於て左の通り協議決定せり。

一、學用品等の節約に關しては具體的施設を行はず

但修身教授の際特に之等につき注意を興へ又級主任教師をして持参品を檢

査せしむ

一、服装に付ては一年級生徒にのみ和服着用を許可す

但帽子は規定の制帽に限る

十月五日 登山會有志は妙義山登山をなす。  
水泳部は

千葉県安房郡北條町字八幡

に水泳部寄宿舎を新築し(主として本館(附屬舎)より)八月十日寄宿舎落成式を兼ね水泳部二十周年記念式を舉行せり學校教職員學校關係者生徒の父兄等多數來觀せられ甚だ盛大なりき。  
尙寄宿舎募集の要旨左の如し

水泳部が生れたのは明治三十二年で、そして房州八幡に居を定めてから二十年になりました、此の内遷子に一度移つた限りで毎年八幡の濱を離れたことはありません、そして此間健全に發展して來ました、然し幾分を事には本部の寄宿舎がないこととあります、故に色々と研究に苦心を重ね幸ひ昨年(大正七年)海海岸の松林中に適當なる敷地を安價にて買入れた百人を收容する寄宿舎を建てました、この費用は全部で約五千圓でこれは成る可く校友會資金購入と部員からの郵費の増徴等で支辨したいと考へましたが何分多額の金員故尙三千圓計りの不足が出来ました、これを本部と尤も關係の深い先輩諸兄の御助力に頼らうと存じ寄宿舎を募集しました云々

一、大正九年

一月二十日 大正八年四月四日法律第三八號同一二二二號大藏省第三三三號にて

私立學校幼稚園敷地にして直接保育又は教育の用に供せらるゝものに対しては地租其他の公課を免除せらる

ことを公布せらる。

一月二十四日 授業料改正の件東京府知事經由文部大臣に申請。

舊 年額金四十九圓五十錢

新 年額金五十五圓

二月二十四日 開件認可(文部大臣中橋徳五郎)。

一月二十五日 學校用地免租の件申請

用地 神田區淡路町二丁目三番地二號地

坪數 一〇八坪四八

價格 一、四六圓四八

用地 神田區淡路町二丁目四番地二號地

評数 三九二八八

價格 四、八二〇四三三

計 (宅地) 五〇〇坪三六

外に建築費 二二二坪七九

地價 六、二八四四七〇

六月十四日 同件神田橋邊事務所より認可(司税官青木青爾)。

七月二十九日 東京府令第三二二號にて

私立中等學校補助金交付

の件發布、爾後毎年之を支給せらる。

十月十四日 第五學年有志伊勢大阪方面に修學旅行を行ふ。

十一月八日 明治神宮鎮座祭東京市奉祝記念として東京市より

明治天皇御製

明憲皇太后御歌

一部寄贈せらる。

十一月二日 高等師範附屬中学校と第一回ボートレースを築地部は第一回試合を舉行。

一、大正十年

三月三日 皇太子殿下御遊幸に際し、教職員及生徒總代東京臨海園遊場に整列奉送す。

三月七日 生徒定員増加の件東京府知事經由文部大臣に申請す。

額 八〇〇人

新 九〇〇人

三月二十五日 同件認可(文部大臣中橋徳五郎)。

三月三十日 學校位置變更の件東京府知事經由文部大臣に申請。

場所 東京市外東大久保南田南(後南田利為氏所有)

三五九番地—三五一番地の六號まで

三二四番地三二二番地、四六四番地

坪數 三、七五〇坪二三三

校舍建築の設計

鐵筋コンクリート二階建校舎及附屬建物一式

四月十二日 前記土地は東京區裁判所定額出願所に於て登記をなす。

右土地購入に關し其當時の状況に付き左に橋本三氏の談を掲ぐ。

學校を法人となし辦事費をなす爲の大正五六年頃高輪會（同窓會の名稱）を再興せり。  
爾來橋本三氏、石田羊一郎氏の相談役として橋本三郎氏、吉川孝秀氏が専ら之れに當り尙  
田萬藏氏、濱口吉兵衛氏之れを助く。

此當時漢路町校舎増築等の爲め東京建物會社に約五萬圓の負債あり之れを返済する方法に付き  
種々協議の結果伊臣眞氏に依頼し安田家より之れを借入れ返済せり。

大正二年頃より學校の規模小にして設備不完成なる爲め何とかして之れが改築を爲さんご全て  
又東京府の意向も現在地漢路町は校地狭く且四圍の環境上不十分につき郊外に移轉を希望せし  
につき爾後種々協議の結果漸く前記東大久保の土地を選定せしものなり。

又校舎新築費土地購入費等の寄附金募集に當りては小島源治郎氏頗る盡力せられたり。  
又次の通り夫々寄附の件につき交渉をなせり

前田 侯爵 橋 健三 三義家 串田 萬藏  
三 井 家 池田 成彬 安田家 黒田 英雄

早川千吉郎氏は三井家の取組なりしが當時早川氏は石川縣出身の子弟を集め同成中學校に入學

せしめつゝ、あり橋氏は校地の件につき種々談合し

前田侯爵に大學を創立せらるるが如き意志なきや若し實現するごせば同成中學校より卒業生  
を其大學に入學せしむること、せん云々

尙府知事井上友一氏も大學創立に同意見なることを早川氏に話をなせりご依て早川氏を通じて前  
田侯爵に此話をなし大久保の土地を譲り渡しせられたき旨懇願せり。

然るに早川氏は此話の起りたるごきは既に三井を離れ將來教育方面に進む可きや又は實業方面  
に赴くべきやご思考中なりしが橋氏の話により教育方面に進むこと、せられたる如く前田侯爵  
に此話をなし遂に決定して前田侯爵より大久保の土地を譲り受け登記迄なしたる所東京市電氣  
局より該地を車庫建設地となすにつき是非譲受けたき旨市長後藤新平氏より内務大臣を経て學  
校に申込み來りたりしが之を拒絶せり

再度高橋是清氏を通じて申來りたるも亦之を拒止せり。

於是電氣局は譲渡料として金一萬圓を贈呈する故是非譲り渡されたき旨申來りたるにより橋氏  
は各方面ご話合ひの上遂に之れを電氣局に譲渡せり。

如此土地を譲渡したるも他に適當の土地なきを以て又々各方面探査調査中偶々本郷元富士町の

前田侯爵邸移轉の話を聞き早速此土地約二千坪を譲り渡しせられたき旨申出でたりしが當時侯爵は外遊中にて俄國パリに在り其の通商中々妙々しからざる内帝國大學より前田家に駒場の農科大學を本邸に移轉の計畫につき駒場と本邸の土地とを交換せられたき旨申込みたるを以て前田家に於ても駒場を尤も適當の土地なりと考へ遂に之れを承諾せられたるを以て學校よりの話  
は中絶せり。

次で各方面調査の結果遂に現在土地を渡邊治右衛門氏より購入し茲に校舍を新築するに至りしなり此の土地購入に關しては八田照氏頗る盡力せられたり云々

九月三日 皇太子殿下御外遊より御板朝遊ばされたるにより職員生徒百名東京驛前に整列奉  
迎す。

四月一日 初めて

東京商業中学校職員奉迎御儀

を制定し本年度より之を實施す

十月一日 生徒學費所要金概算左の如し(年額)

授業料 五五〇〇〇 學用品 一五〇〇〇

教科書	一四〇〇〇	被服費	六一五〇〇
寄宿舎費	二七五〇〇	其他	一五〇〇〇
計	四三五五〇		

十月二十三日 第五學年生徒有志團西方面に修學旅行をなす。

六月四日 高等師範附屬中學校と第二回ゴートレースを舉行す。

六月十一日 登山會は三峯山妙法寺に登山。

十月十日 高等師範附屬中學校と第二回柔道試合を行ふ。

一、大正十一年

一 月 學校敷地購入校舎新築の目的を達成せしむるため高橋是清氏、花園敬夫氏等舊共立學校、東京開成中學校後援會を組織し早川千吉郎氏を會長とし寄附金募集に着手す。

二月 二日 授業料改正の件東京府知事經由文部大臣に申請。

舊 年額金五十五圓

新 年額金六十六圓

二月二十五日 同件認可(文部大臣鐵田榮吉)。

三月 一日 學校規則改正の件東京府經由文部大臣に開申。

舊 第三十六條授業料は一學年金五十五圓とす

但八月を除き毎月金五圓五十錢を分納するも納なし

新 第三十六條授業料は一學年金六十六圓とす

但し八月を除き毎月金六圓圓を分納するも納なし

五月三十日 新學校用地を購入す。

六月 一日 生徒系制道履修人員表

學年	生徒員數	修業ノミ 行フモノ	修業ノミ 行フモノ
第一學年	一九五	一六	六〇
第二學年	一九五	一七	三二
第三學年	一九七	一二	一六
第四學年	一七七	一	五
第五學年	一〇〇	四六	一一三
計	八六四		

備考  
第一學年生ハ第一學期開ハ入部ヲ許サズ

六月八日 第五學年有志團西方面に修學旅行をなす。

七月十三日 飯橋義務委員長に學校敷地免租の届出をなす。

十月 月 後援會長早川千吉郎氏病の爲め逝去せられたるを以て高橋是清氏を其後任となせり。

十月 七日 東京市教育會に於て學制發布五十年祝賀會を開催し各學校教職員中三十年以上の勤続者を表彰せり。

學校に於て發表者左の通り

新 三 石田幸一郎 太田澄三郎  
安村 要 野澤義昌

十一月二十二日 第五學年生徒は青山代々木練兵場附近に於て盛大演習を舉行す。  
十二月二十五日 神田淡路町所在學校敷地を安國保壽社に賣却せり。

生徒授業料等の比較表(年額)

年度	區分	授業料	理化器費	校舎費
大正三年度		三三、〇〇	"	一、六五
大正十年度		五五、〇〇	五圓年一、〇〇	二、七五
大正十一年度		六六、〇〇	五圓年一、〇〇	五、五〇

大正十一年十月一日現在  
校地校舍に関する調

名 分	種類	面積	敷 坪	管理費	修繕費	特別費	合計	備 考
小使室	平家	七、五	一七				一九	
事務室	二階建	五〇四、五坪	一七		二九六坪	二	三五一、〇坪	
教室	二階建	四五、〇	一				一八、〇	
學科道場	平家	一六、〇					一六、〇	
雨天体操場	同	四八、〇					四八、〇	
便 所	同	四、八					四、八	
圖書室	二階建	三一、二五					三一、二五	下上 一六、五〇坪
計		六五六、七五	一八	三一四、〇	二五五、〇	二〇	三六、九〇	

校地坪数 九六〇坪五五

屋外運動場 三八四坪四〇

圖書室に蔵しある書籍類別左の通り。

宗 教	四〇	辭 書	一五
新 學	四〇	歷 史	七〇
政 治	三〇	地 理	四〇
文 學	一一〇	傳 記	六〇
英 書	三〇	科 學	四〇
雜 書	三〇		

六月三日 高等師範附屬中學校とボートレースを行ふ。

七月三日 登山會武州御嶽より上野原に登山。

一、大正十二年

一月二十二日 大正十年三月三十日附にて文部大臣に申請したる學校位置變更申請書を取り下ぐ。

二月十一日 紀元節の佳辰に當り校長橋本三に對し多年の功勞により特に左の恩典あり。

勲章六等授勳賞章 橋 本 三

二 月 伏見宮貞愛親王殿下御葬儀につき謹て休業す。

三月 一日 寄附行為改正の件東京府知事經由文部大臣に申請。  
同件認可(文部大臣鑑田榮吉)。

三月 八日 學校位置變更の件東京府知事經由文部大臣に申請す。

場所 東京府北豊島郡日暮里町大字日暮里字北産

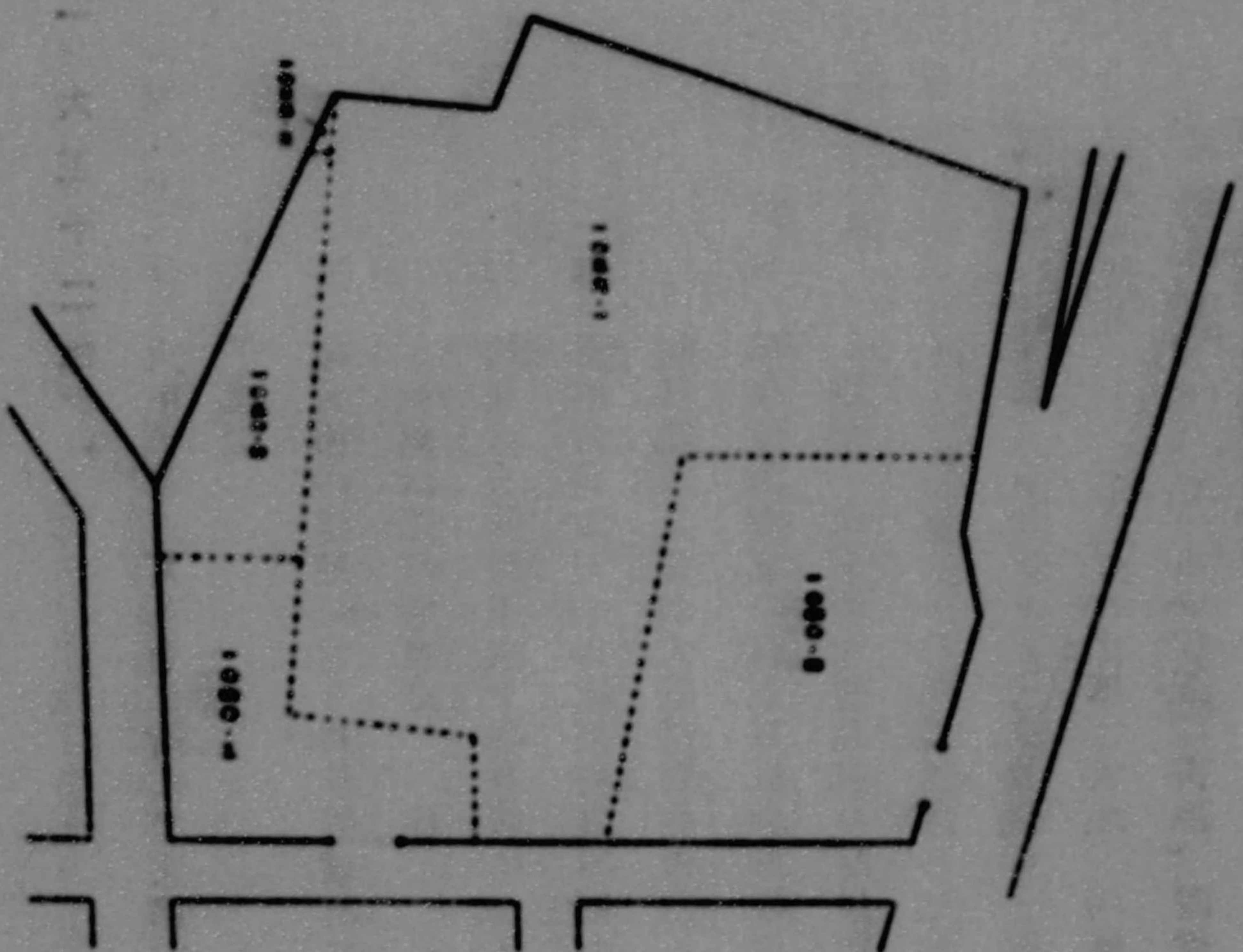
一〇三五番地の三號

一〇三九番地の一號、四號

一〇四〇番地、四號、五號、六號

一〇五〇番地、四號





坪数 二、八二六坪五八(渡邊清右衛門  
所有地)

建築 鉄筋コンクリート四階建校舎及  
附属建物一式

三月三十一日 同件認可せらる。

大日本地名辞書より「日暮里」に関する件々を轉記すれば左の如し。

日暮里

下谷中並に金杉の一部を併せたり四ヶ原中里の東南に續ける遠圃にあり上野谷中の西北に接す舊は新橋に作る  
更に「ヒダラレ」と稱するものあり。

現在の日暮里とは享保年以後の附會ならん。

北條後醍醐に鎌山御九郎知行三十九貫文江戸屋中三十六貫文同駒込四十五貫文新編以上百二十貫文人數河野出備  
者如高辻知行役者高岡在城村御免」とあり吾中總領寺に鎌山石見守墓石あり此人の居住の地にて新に墓額などを  
造りたるにや。

道徳山

吾中の北より北に續ける岡なり會は一町五反餘の地打開けしが文化九年通平使竹殿の地買致となり今其地も  
地二段餘のみ此山本國神農入道遺蹟が跡蹟なる故道徳山と稱せるは誤りなり。

大道寺岡山が祀せる薄徳無道加に

當所は關小次郎長御入道遺蹟と云ふ者の屋敷遺蹟なる由北條安房守が開闢へありし  
と云ひ又

吾中總領寺及櫻井村善性寺は關小次郎長御入道遺蹟の關蓋にして此人此處り倒せし

と云ふに後し開闢の跡地なること明なり。  
要するに貞事園には

新築に伴り遺蹟山を譲せ山の東なる瀨訪明神の社地を入道後藤と稱したり日暮里は新築と稱するを古林とす  
望ふに是は聖之内などと同じく遺地を造れる土倉などの居住せしに取調す  
と云ふに従ふべし。

徳川時代となり此地は秋田の大名二十二萬石佐竹侯の下屋敷となり其他の別荘も海山設けられたが後に開かれ  
品と種本の林の外は何物もなく暫く取となつて廢たので舊跡を佐竹の取と稱せり。

渡邊町は渡邊保全會社の所有地にして大正五年三月に開拓して住宅地となせり。

大正天皇御即位記念事業として電車通りより現在の渡邊町に通ずる道路六圓の土地を買収して道路となし「ヒ  
グラン」公園を造れり。

五月 五日 東京府令第四十六號にて

私立中學校補助規程

中改正せらる。

七月 七月 月 學校敷地を安田保壽社に譲渡せしにつき校舎を屋外運動場に移轉す。

七月二十七日 登山會アルプス登山をなす。

八月 八月 二日

八月 八月 自十八日 七日間第一師團後援の總々原隊會に於ける櫻野野會會に参加す（主催者國民新  
社）

（同社）

九月 九月 一日 午前十一時五十八分突如起りたる關東大震火災に罹り校舎備品等全部焼失す。

左に本校職員古田一友氏の大震火災當時の遺蹟談を掲ぐ。

一、將來の擴張發展を計る爲め日暮里に校地購入の結果自然財政的關係上渡邊町の校地は安田保全社經營の積戻  
貿易學校敷地として同社へ譲渡に決し爲めに校舎は渡邊小學校敷地の運動場に移轉する事となり外中休暇を  
利用し七月下旬起工八月中に完成の契約をなせり。而して校舎の移轉は八月中に完了するも敷地其他の設備を  
完備する爲め九月十日迄臨時休業する事に決定せり。

一、九月一日移轉工事も略ぼ完成したるにより之れが下檢分をなし之れが引渡しを受くる爲め當日は橋本三、野  
澤朝三、藤今三郎、古田一友の四人出校したりしが不完全の箇所あり當日請負人より引渡しを受くること能はず  
相談の結果受渡は兩三日後に延期せり。

一、正午頃一同退出の準備をなし橋、野澤の兩氏は一足先に退出、自分は藤氏と共に時に玄関を出でんとする時  
野澤朝三氏今にも校舎の倒壊せんかと覺へ玄関の柱に寄り懸る其間瓦の塵埃湯の如し見るからに自分を保護せ  
しめたり

間もなく橋、野澤兩氏引連へされての語には江木（喜原屋）の邊まで行くとの言葉で歩行の困難と瓦の塵埃

で急降一方ならず一時激風に襲り居たるも手ふじて後戻りされた様を訝なり。  
 二、三層と降り返しの間を見て夢中に廊下を駆け抜け一閑空地（移轉前校舎のありたる場所）に出でばつと一息したのであつた。

爾後居々微震ありたるも稍落着きたるため後日を約し、朝、野澤の南氏館につかれ自分と藤氏とは午後三時頃學校を出で神田郵便局附近にて決る。

一、當時四人の住所は

藤 西大久保四〇八 野澤 本郷曙町一六

藤 世田谷池尻三六二 古田 院前角竹八二

二、藤氏と別れ高倉橋を渡り教育博物館より順天堂門前に至る此頃神保町附近に火災あり病院前は静寂にて火災を見ずるものゝ如し。

一、同夜自宅の附近より睡覚するに九段方面は先頃天を焼くが如く下井神田九段坂上迄は全焼と噴煙百出噴々物々不安の中に一夜を明し翌九月二日早朝學校の様子如何にと藤氏の宅を訪ねたるに昨夕既に焼失せりとの語に  
 より一應焼跡を訪ねんと願ふなる市電新田高倉橋に出で急上を待つこと二丁餘（現地の大火）にして當時給仕として學校に勤務し居りたる木村貞雄君に逢ふ所、彼の言によれば藤氏と共に少量の被褥を携上野公園東照宮附近に避難、自分は朝倉芳々今後の行動につき何分の命を受くる為めの命令なりとの語なので木村

は藤氏宅へ自分は木村君の語で所詮避難の進行は困難と考へ神保坂より新小川町大曲を經て神保町に出で春日町より本郷三丁目に至る此處より神田方面に至る一帯は一夜にして焦土と化したるには一帯の外なし。

神保町方面の火災未だ頗大せや勿論彼の避難は到底不可能事と思ひ神保町より岩崎區迄を南く流の橋に出づ不  
 足地帯一帯は人と荷物で殆ど避難困難の有様、時勢にして南く神保町の下附近に出で之より公園内へ進みたる  
 に金山崎人と同様に人と荷物で完備、川原橋と云ふ橋を一夜を不安に明したる人々は知處を求めて下山  
 するもの避難者を尋ねて訪ねよ者々名状すべからず。

一歩々々東照宮附近に達し暫く藤氏等の避難場所を見ずる事を得互に無事を祝したる始末此頃松坂原直  
 に上野野附近は黒烟をあげて今尚燒火の最中。

彼は凡ゆる内に既に藤氏宅に傳令したる木村君の案内にて藤氏東山我れ一帯一帯と云ふ始末藤氏は避難處  
 中野橋に捕まられたる便所と不眠と不安と客鼠のため憔悴藤氏持參の辨當により稍々元氣恢復の模様、そこで一  
 時藤氏宅を假事務所とすることに決定上野の山を後にすることにして自分は神保石田（本郷）野澤（本郷）南  
 氏宅へ立寄り前記の始末を報告明日三日假事務所へ參集と求め歸途につけり。

一、其後藤氏の語によれば私と郵便局附近で別れ歸途を考へると世田谷の自宅迄は前夜避難支那館はなし一  
 軒の事（現地の大火）へ行く方途で好都合と共方へ歩を向ける途端學校附近に當り黒煙滾々これでは避難を  
 要する事覺取なし出来得るならば重要書類の搬出肝心と後戻りする事學校附近の住民は避難準備の最中にて避難

一方ならず申にも學校には當番小使、給仕(水村)請負人使用の人夫が居たので彼等と當番手車(これは當番請負人用道具を運搬)に重要書類入の戸棚と用心籠を積載用心籠には重要物品と思はれるものを用心に積込ませばつと一息つく間もなく見る間に附近一帶は大の海、これではと人々を當番手車中に高倉橋附近に出たもの、遊樂者の右往左往で殆んど道路同様に幸うじて一歩々々上野方面へ歩を進め墨門町附近に至りし頃横道り見れば外神園底も大の海、これでは即時も躊躇をらずと安全地帯と思はるゝ上野公園を指し歩を進める事になし吾が身一人でさへ自由にならぬを御意に押され数時の後漸く東照宮附近の空地に走り着きたるも眼前に見る阿鼻叫喚の狀やら其間に傳ふる聲響百出に駭々物々として不安の一夜を過したるに皆の出向を受け漸く養生の思ひをなせりと。

藤氏の提出されたる重要書類並に物品

(一)明治十六年後の學費簿全部 (二)明治二十一年以後の成績表全部 (三)明治二十一年頃よりの在籍者調査簿全部 (四)明治二十八年事件の校旗 (五)明治二十八年頃購入されたる圖書類 (六)重要書類  
 以上は學校にとりては重要物にしてこの千慮一顧の慮を免かれたるはこれに藤氏の賜をり。  
 九月二十五日 牛込區原町成城中学校校會を備り受け授受を圖始す。

生徒救其他次の如し

年	年	年	年	計
第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
〇	〇	〇	〇	三
〇	〇	〇	〇	四
〇	〇	〇	〇	四
〇	〇	〇	〇	一五〇
〇	〇	〇	〇	一七八
〇	〇	〇	〇	九一八
〇	〇	〇	〇	二七〇
〇	〇	〇	〇	一六〇

生徒死傷者數

死者 二名  
 傷者 一名

罹災者數 二五〇名 (居住所焼失のもの)

罹災生徒に對する特別施設

一、罹災生徒中貧困なる者は第二學期(九・十月)の授業料を免除す其人員二百八十名なり

- 一、教科書なきものに対しては
- イ、前年度卒業生徒の不用品を寄贈せしむ
- ロ、購買部にて一週乃至三週間分の教書を印刷分配す
- ハ、口授

一、学級主任並に各組長を委員とし慰問部を設け罹災者の救助をなす

一、教職員の罹災者神田仙之助氏、渡邊重夫氏、田中鶴林氏の三氏に対しては相當の救助金を給與し且一般教職員より救助品を募集し之を分配せり

學校損失額將高

校 舎 六萬五千八百圓

備 品 一萬一千圓

罹災後直ちに校舎(パワック)復舊建築費として

校舎建築費 二萬圓

備品購入費 五千圓

を豫算計上せり。

九月二十五日

大震災災により備用銃器(附用品共)二五〇挺並に指彈刀八挺及び日露戦役記念品等全部損失の旨東京府及所轄警察署へ届出す。

罹災前後の状況

職員数	生徒数	授業時間	授業数	備 考
職員前 三〇	九三三	自午前八時 至午後二時三十分	一九	
職員後 三〇	八二九	自午後一時 至午後五時三十分	一四	九月二十五日 り実施

十

月

神田區長より次の件通知あり。

罹災後生徒見直しに對する教育の一助として十一月中火、本日は陸軍戸山學校を公開し尙軍樂隊の演奏等あり云々

十一月一日 校舎(パワック式)を神田區荒町番校舎焼失跡に建築し十一月一日より授業を開始す。

第一、二學年 自午前八時 至午後一時十分

第三學年 自午前八時 至午後二時十分

第四、五學年 自午前十一時 至午後五時十分

以上の如く二部教授を施行す

但大正十三年三月限りとし其後は吳前の制に復するの豫定となせり

十一月六日 東京府知事、文部大臣に左の件届出す。

櫻葉牛込區原町成成中学校校舎の一部を貸り受け授業を施行し來りたる處大正十二年十一月一日より焼失校舎敷地に「バラック」式校舎を新築移轉し授業を開始す

十一月十日 國民精神作興に關する 訓書發せらる

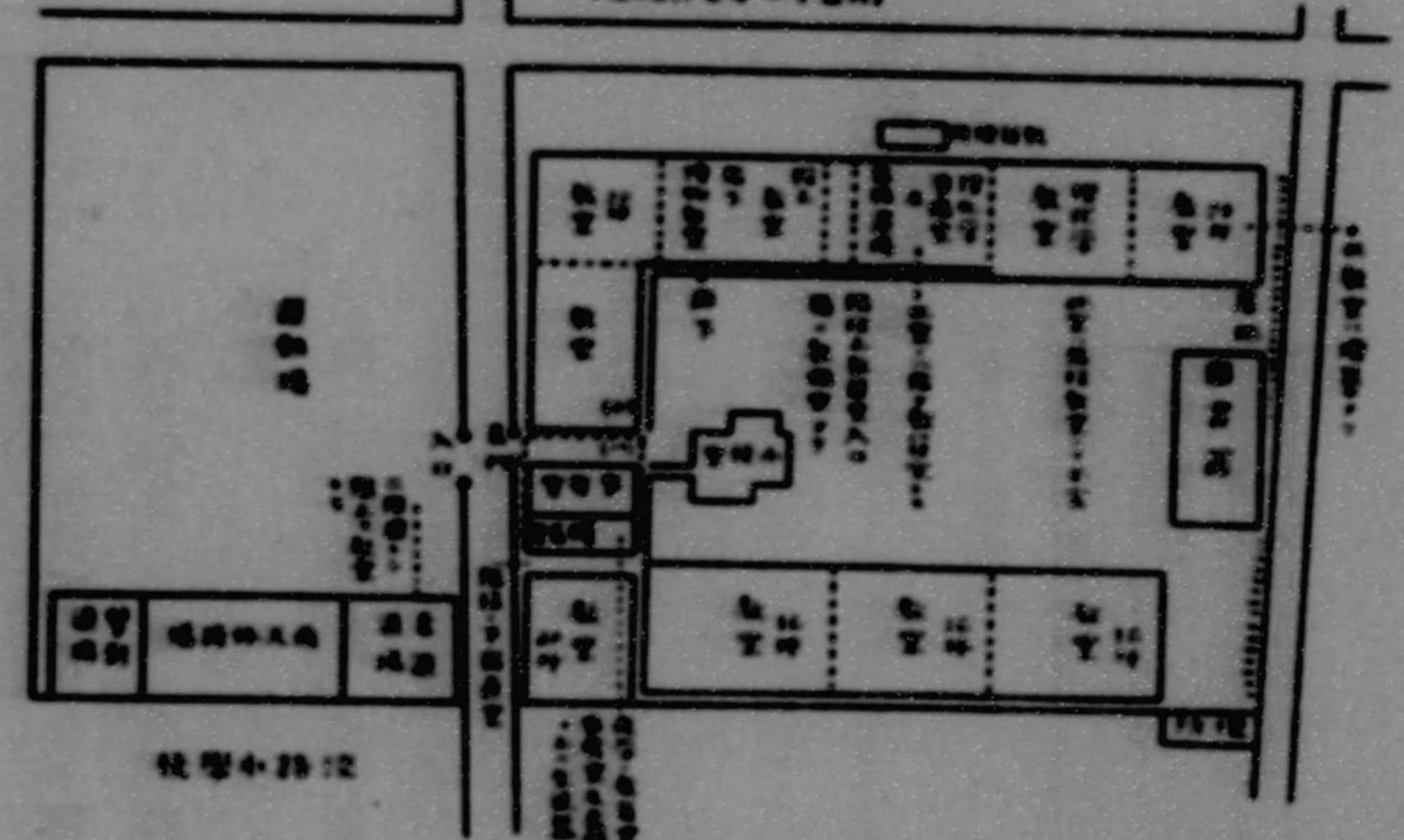
十二月一日 校舎新築届を東京府知事を経て文部大臣に提出す。

バラック式校舎 四棟

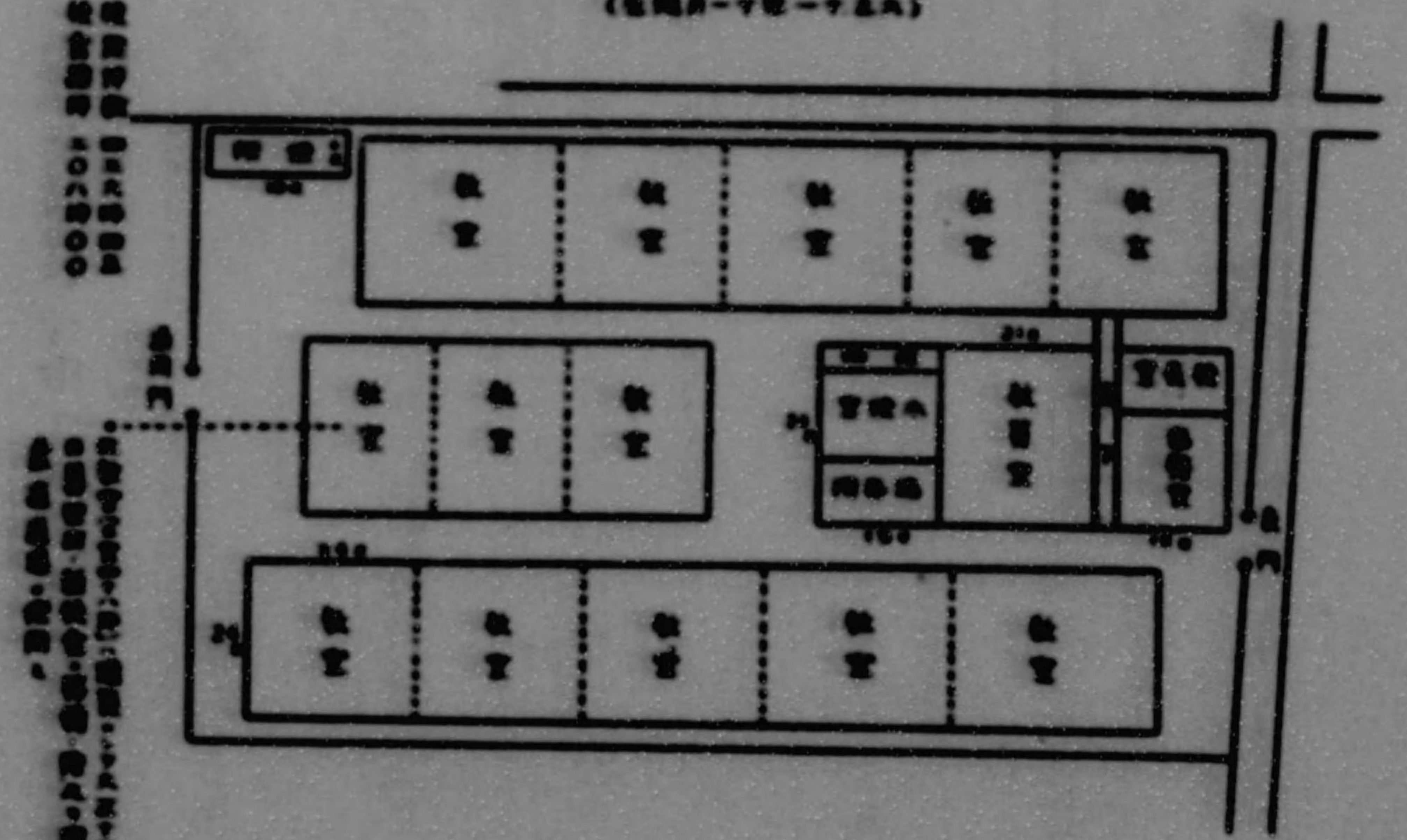
建坪 二五六坪

十二月十日 東京府北豊島郡日暮里町大字日暮里字北窪の校舎敷地に假校舎建築につき補助金交付方内務大臣、大蔵大臣、文部大臣宛申請す。  
(内務大臣大蔵大臣には十一月一日附にて申請せり)

法政講習所(第二種水産講習所)校舎敷地  
(敷地面積七〇〇坪)



法政講習所(第一種水産講習所)校舎敷地  
(敷地面積一七〇〇坪)



十二月二十日 私立中等學校聯合會より理事長に對し見舞金を送附せらる(各人金二十五圓宛)

理事 田中鶴林

同 磯田仙之助

同 渡邊量夫

一、大正十三年

一月三十日 現在生徒數左の如し

学年	生徒數					計
	一年	二年	三年	四年	五年	
學級數	三	三	四	三	三	一六
生徒數	一八二	一六四	一八四	一五七	一三七	八二四

一月二十六日 皇太子殿下御成婚の大典を行はせらる、につき蔵で休業す。

二月二十八日 日暮里町校地所有權を東京區裁判所千住出張所に登記をなす。

三月一日 校舍快陸につき更に三教室(四八坪)増築の件東京府知事を経由文部大臣に申請す。

三月二十二日 文部省より震災應急施設費貸附金九萬二千圓を借り入る、こと、なり其第一回分金三萬四百九十八圓も受領の指令来る。

元來當校復興工事に付ては左の二案を決定せり

一、政府の補助ある場合は東京府北豊島郡日暮里町北窪一〇四〇番地に永久的校舍を建築す其工事費約五十七萬圓を計上す

二、若し政府の補助金なき時は同所に應急バラック式校舍を建築す工事費約二萬八千圓とす

然るに今回文部省より震災應急施設費を借り入る、こととなりしを以て第一案に決定し本學生及び關係者等より校舍建築費附金を募集すること、なれり  
依て三月一日申請の教室増築申請の件は之れを取下ぐ。

三月二十五日 入學料改正の件東京府知事經由文部大臣に申請。

書 金二 圓

新 金三 圓

四月十日 同件認可(文部大臣江本千之)。

三月二十六日 千葉縣兼又會天附近の第一師管諸兵聯合演習に参加す。

三月三十日 文部省より霞見廳急務費第一回分を借り入る。

三月 月 左の件東京府知事經由文部大臣に申請。

東京府北豊島郡日暮里町大字日暮里字北窪千〇四十番地校舎新築の件

八月二十三日 同件認可(文部大臣岡田良平)。

三月三十一日 東京府内務部長より次の通牒あり。

教諭用機下統は霞見後機下統を見合せたる處従前通り機下統支なし云々

四月十四日 大霞火災善後會より東京府下郷吳中学校物理化学実験機購入費として

千百六十圓を

を寄附せらる。

四月一日 現在生徒数左の如し

学年	一年	二年	三年	四年	五年	計
學生數	一九七	一九七	一六七	一七四	一三四	八六九
學費數	四	四	四	四	三	一九

五月五日 東京府内務部長より

アメリカカ庭球協會及選手試合會に於て霞見見舞金を送付し來りたるを以て阪本庭球協會長より之を各校に分配し本校には左記物品

ラケット 八 ネット 二

ボール 一組 ボール 一打

寄附の旨通知ありたり。

六月一日 學校の状況

一、土地

校舎敷地	運動場	其他	計	備考
四三六坪四三	五二四坪一一	"	九六〇坪五四	安國傳書院所有



二、校 舎

普通教室	特別教室	其他ノ建物	計	備 考
壹千 坪	壹千 坪	壹千 坪	三、三〇〇	
一三三、〇〇〇	"	"	一四、二五六、〇〇	十八坪敷地五坪

三、生 徒

年 級	年 別					計
	一 年	二 年	三 年	四 年	五 年	
定員	四	四	三	三	二	一六
在籍数	九〇〇	一九七	一九八	一六七	一七三	一三三
						八六八

一年入學志願者数

一、〇六二名

一年入學許可者数

一九三名

四、授 業

第一、二學年

午前八時始業

午後一時二十分終業

第三學年

同

午後一時二十分終業  
午後二時三十分終業

第四、五學年

午前十一時始業

午後五時三十分終業

六月五日 皇太子殿下御成婚奉祝式舉行。

六月六日 復興局區別整理に關し學校敷地は舊來の價にせられたる旨復興局敷地課宛申出す

六月二十七日 無資格教員被刷限超過の件東京府知事經由文部大臣に申請。

七月十七日 同件認可。

但本年度限りとす

七月二十六日—八月八日 二週間(國民新聞主催)第一師團後援の富士裾野野營會に参加す。

八月二十九日 復興局急遽敷賃付額を文部大臣宛提出す。

債 主 債 権 三

保 證 人 淺野總一郎、石田羊一郎、太田澄三郎、黒田英藏(以上四名)

擔 保 校地、校舎

九月一日 文部省より復興局急遽敷賃付金第二回分

金五萬九千七百二圓也

を受領せり之により第一、二回分を合して

金九萬二百圓也

を借り入れたり。

十月十九日 桐野會發起第一師團後援の大學、中等學校學生生徒聯合會火災演習に参加す。

十月二十七日 同會を關係す高橋是清氏出場せらる。

十一月一日 東京府教育會大震災救護會より職員教員植木健太郎、織田仙之助、金子敏三氏宛金十圓宛寄贈せらる。

新校會に移轉授業を開始す。

十一月一日 左の件東京府知事及文部大臣に提出す。

校會竣工圖書

學校移轉圖書

新校會の概要左の通り

校 地 二、八二六坪五八

校 舎 鐵筋コンクリート四階建 壹棟

庭 坪 二二三坪三六

二階庭 二二〇坪三六

三階庭 二二〇坪三六

四階庭 二四坪八三

講堂兼雨天休機場 鐵筋コンクリート平家 壹棟

庭 坪 一三〇坪三三

同附屬倉庫 鐵筋コンクリート平家 壹棟

庭 坪 一三坪七二五

倉庫は之を二分し一は倉庫に一は「シャワー」を取付け身体清拭場とす

便 所 鐵筋コンクリート平家 壹棟

庭 坪 一六坪九四

地下室

庭 坪 三二坪五〇

柔道場 木造亞鉛葺平家 壹棟

庭 坪 二八坪〇〇

(本建物は神田區淡路町舊校會を移轉したるものなり)

物 資 木造建築費等

敷 坪 六坪〇〇

- 室 敷 支 園 一 校長室 一 事務室 一
- 廊 接 室 一 小使室 一 会議室 一
- 教 員 室 一 理 化 學 教 室 及 實 験 室 二
- 博 物 教 室 一 合 併 教 室 二 生 徒 置 室 一
- 教 室 一 五

水は井水を「ウォーター」にて四階以上の水精に貯水し小使室、習字室、理化学  
實驗室及各階に在る手洗場並便所手洗水に供給す

運動場

坪 敷 一、三三七坪五九五

東北隅は丘阜にして大木鬱茂し東南隅に器械体操場を設く

十一月二十二日 第一回開校大會を開催す。

十一月二十三日 第二回家長協同會を開催す。

之れ校友會籌備部の初めなり。

十二月十八日 校舎建築設計圖更の件東京府知事に申請。

校門及校側の變更

十二月二十三日 同件認可。

十二月二十六日 中學校長協會より全国中學校(中學校二三、高等女學校二〇)より贈られた  
る福美學校への見舞金を本校に對し左の通り分配せらる。

見舞金 五十圓

十二月七日 新校舎落成式及創立五十周年記念式並に祝賀會を開催す其要綱附録の如し。

一、大正十四年

一月七日 左記建築設計變更の件東京府知事に申請。

銃器庫新設の件

同件認可。

二月八日 補習會發起、第一師團後援の代々木練兵場附近に於ける都下學生生徒會火大演習會に参加す。

二月九日 皇太子殿下御外遊日誌一部宮内省より拜受す。

二月十七日 寄附行為變更の件東京府知事經由文部大臣に申請す。

三月九日 同件認可(文部大臣岡田良平)。

二月二十日 生徒定員變更の件東京府知事經由文部大臣に申請す。

舊 九〇〇人

新 一〇、〇〇〇人

八月二十六日 同件認可(文部大臣岡田良平)。

三月三十一日 銃器庫(備前コンクリート平床 地坪 二十坪)竣工す。

四月六日 軍事教練所被服庫の件文部大臣(岡田良平)陸軍大臣(宇垣一成)に申請す。

四月二十三日 秩父宮殿下御外遊の爲め東京聯御出發につき教職員生徒總代率進す。

五月十一日 天皇皇太后陛下御成婚二十五年の御慶典を行はせらるゝに付き奉祝式舉行。

六月十一日 舊校會の寄附金(大正十三年四月十六日寄附金千六百圓也)にて物置館外十二點

の物理化學器械を購入せり。

六月十三日 神田區廣町所在舊校會は現状の儘同成中等學校並に成立南嶺學校に賞與の件京

東府知事に届出づ。

六月十七日 新費務職員被服庫變更の件東京府知事經由文部大臣に申請す。

九月四日 同件認可(本年度限り)。

八月七日 一連同野會主催富士嶽ヶ原旅會に於ける野會會に参加す。

九月一日 配屬將校として遊歩兵第二聯隊より將校(陸軍歩兵大尉生野吉郎氏)一名派遣

せらる。

十月三日 柔道部は柔道協會中學校と對校試合を行ふ。

十一月二日 本校新築事務第一回記念日につき左の通り開催

- 一、明治十二年以來本校の爲め盡力せられたる故師木知雄先生の追憶祭(午後四

(時より)

一、本校創立記念日につき校庭に於て第一回陸上運動會舉行(午前八時—午後三時)

尚書共立學校東京商業中學校本會生有志發起となり十一月四日午後五時より母校に於て江本重博士人開演會を兼ね尚書共立學校東京商業中學校同窓會を組織す、高橋長清氏外多数出席せらる。十二月九日 教員安村 要氏(十二月五日)につき學校に於て校友會の職を承ぐ。十二月十五日 銃器保管場所の變更届を西神田警察署に提出す。

銃 三八式歩兵銃(附屬品共) 一三〇挺

高橋重所 東京市神田區淡路町二丁目四番地

新保重所 東京府北豊島郡日暮里町字日暮里大字北第一〇四〇番地

變更の時 大正十四年二月一日

校友會に屬せしめて公認せられたるもの左の如し。

美術部 購置部(學務部に屬す)

一、大正十五年(昭和元年)

二月八日 都下學生聯盟主催、代々木練兵場附近に於ける發火演習に参加す。

二月十三日 總務部に於て新製三鞭の進水式を行ふ(二鞭、赤城、筑波)。

五月九日 都下中等學生を主体とする健兒團の發團式あり當校之れに入團参加す。

五月 月 校友會に乘馬部公認せらる(乘馬は世田ヶ谷騎兵第一聯隊内參謀本部總會の乘馬を借用)。

五月二十九日 登山會は御嶽登山をなす。

六月十九日 東京府中等學校臨時視察員石川桂四郎氏來校視察せらる。

七月二十二日 登山會は富士登山をなす。

十月二十五日 東京府教育會委員六名來校視察せらる。

十一月四日 同窓會副會長高橋長清氏多数出席せらる。

十二月二十四日 無資格教員數制限案の特東京府知事經由文部大臣に申請。

十二月二十日 同件認可。

此年六月新に校内に總務會館事務所を設け生徒に學用品の購買をなし其賣上金の利益を以て本校本

費生にして上級学校在學中費不相當のもの若干名に其學費金の一部を貸與することせり。

十二月二十五日 天皇陛下御不豫に渡らせらる、により校長に於て教職員生徒一同黙で奉齋式を

奉行し校長は東京府廳に、校長の代理者は荒山御用邸に伺候 天機を奉伺せり。

十二月二十五日 天皇陛下御不豫に渡らせらる。

冬休期中なるを以て直ちに各教職員を基の生徒は郵便又は新聞廣告等をして  
學校に會集せしめ午後一時講堂に於て奉齋式を奉行し尙御大典に關し諸注意を興  
よ。

大正十五年十二月二十五日

大正天皇崩御遊ばされに「昭和」と改元せらる。

一、昭和二年

一月十七日 秩父宮陛下御外遊より御返朝遊ばされたるにつき教員一名生徒總代二名東京驛南  
に整列奉迎す。

二月 七日 御大典につき午後二時教職員十名生徒總代五十名行幸道路に整列午後六時陸で  
靈輿御送引を奉迎す。

二月 八日 學校に於て御大典奉迎式を奉行す。

四月二十五日 御慶奉朝見の儀に於て賜はりたる 勅語原本を東京府より拜受す。

六月 九日 第五學年關西旅行をなす。

六月二十日 高橋是清氏、水野錬太郎氏、堀川圭介氏、小原直氏、黒田英雄氏國務の要職に列  
せられたるにつき祝賀を兼ね同窓會を開催す。

七月十九日 第四學年生徒千葉縣下志津館舎に於て野營を實施す。

七月二十日 登山會は富士登山をなす。

九月五日 第五學年生徒鎌ヶ原館舎に於て野營を實施す。

十二月 文部大臣宛、千住街遺蹟（表門地）校地三百四十五坪三合を東京府へ譲渡の件

承認額を提出す(東京府に於ける)  
承認額のため)

十二月十五日 受贈料改正の特東京府知事經由文部大臣に申請。

金 一圓

新 金 二圓

(大正三年) 二月 八日 同件認可(文部大臣水野錬太郎)。

校友會に

陸上競技部、器械体操部

新たに公開せらる。

一、昭和五年

二月 九日 學則改正の特東京府經由文部大臣に申請。

舊 入學を出願する者は受贈料として金一圓を納む可し

新 入學を出願する者は受贈料として金二圓を納む可し

二 月 文部大臣宛、千住街道側校地三圓五坪三〇を東京府に譲渡につき此土地の抵当権

解除の件調出づ。

三月 一日 左の通り校長夏越を東京府知事經由文部大臣に申請す。

辭任 橋 健 三

就任 宮本久太郎

三月二十四日 同件認可(文部大臣水野錬太郎)。

向橋健三氏、太田澄三郎氏、石田幸一郎氏辭任せられたるにつき本校の名譽教授となし年金を贈り其功績を表彰す。

宮本久太郎校長職

昭和三年二月二十二日同校校舎由山形縣河崎大字南町七十四番地河崎士宮本洋四郎の二圓として生る

憲法を以て河野源三立花氏の寄分として特許せられ武蔵よりは早稲田の専法を以て開成にして専中に置きたまし  
たり

明治六年御河下等小學校に入學し同十二年同校上等科を卒業

明治十二年御河中學校に入學同十五年同校を卒業す

明治十五年十二月野學の爲め徳島を以て同十六年一月東京に到着

明治十六年共立學校理科乙に入學同十七年同校理科を卒業

明治十七年大學進門に入學同二十二年同校卒業

明治二十二年東京帝國大學理科大學（物理學科）に入學し同二十五年同校理科を卒業

大學在學中水島波に遇ふとなり水島と改正せられたるも数年にして復歸す

明治二十五年大學院に入り理科大學講師（物理學）に任ぜらる

明治二十六年復歸朝（北海道に電力測定中絶此の爲め閉眼失明せり）同校講師を辭任す

明治二十七年東京開成中學校講師に任ぜられ同後育英事業に努力せられ昭和三年四月東京開成中學校校長に任  
命せらる

昭和六年四月開成中學校校長に任ぜらる

昭和六年七月二號の記す歳となり同年十月二十二日歸に歸去せらる此間在職中に三十有七年あり

先生天資穎異四歳にして書と讀み算術を弄べり然れども身体孱弱の故を以て算學を捨てられ漢學を學ぶこと  
み許されたりしが小學校入學當時自ら蘭立法を工夫せりと云ふ御河中學校在學中乃蘭馬術等武藝に特長せらる  
壯年にして殆んど凡この餘技無業に餘味を有せり其著書も亦抄からず近世物理學、新式算術、新式代數學、代  
數學精華等あり

三月 三日 明治節を御制定遊ばるる。

四月 十日 東京府令第三十三號を以て私立學校補助規程中改正せらる。

五月 十五日 日本齒科醫師會主催に係る蘭齒デーに参加、校醫の講演あり。

五 月 繪畫演習デーに参加、校醫の講演あり。

五月三十一日 職員三名生徒八十三名新須賀軍港より軍艦山城に便乗し伊勢二見浦に上陸伊勢神

宮に参拜し賑京す。

六月 十五日 東京府學務部長より左の通牒あり。

御眞影下賜相成る可きに付き拜禮の向は申出可き件

依て本校は之を拜辭せり。

七月 十四日 東京府知事より



御大禮施設として文部省に於て三十年以上勤続教員表彰式舉行につき該會者は  
登壇報告す可き旨

通達あり。

依て校長宮本久太郎氏を推薦報告す。

九月一日 校務變更の件東京府知事に報告す。

辭任 橋 健 行

就任 横 井 千 歳

十一月一日 明治神宮奉還体育大會（東京府主催）に出場す。

十一月六日 御即位大禮の爲め 天皇皇后兩陛下宮城御遊幸につき午前〇時半二重橋前廣場に  
整列午前七時宮城御出門の風接を奉還す。

十一月十日 御即位の勅語を下賜はる。

十一月十日 午後二時半より學校に於て御大典奉還式舉行す。

午後三時京都に向ひ一時間遊て高倉と三唱奉還せり。

十一月十四日 大雪候につき課で休校す。

十一月十六日 正午東京市九段橋行社に於て御大禮奉還

橋 健 三

恩典に將す。

十二月二十七日 天皇陛下御遊幸につき課で休校す。

十二月三十日 教職員生徒全員御大典奉還燈行列を行ひ二重橋前に到り高倉を奉還せり。

十二月二日 午前九時代々木練兵場に於て大禮觀兵式舉行遊ばされ校長宮本久太郎生徒二名陪  
觀す。

十二月三日 橋健三、石田羊一郎、太田澄三郎三氏辭任宮本久太郎氏新校長就任に付き曾遊別  
の爲め開會會を開催す。

十二月六日 十二月十五日 天皇陛下御下都下中等學校生徒御遊園遊ばさる、につき第四、五學年  
生徒全員午前八時二重橋前に集合豫行演習を施行す。

十二月十三日 兩陛下東京市御大典奉還式に行幸遊ばさる、につき課で休校。

十二月十五日 天皇陛下宮城前廣場に於て一府四縣の中等學校生徒を御遊園遊ばさる學校は教職  
員及第四、五學年生徒全員参列す。

尙當日の生徒の感徳文十名分を東京府に提出す。

十二月十七日 御禮園記念校を東京府より受領す。

此年四月校友會學務部の名稱を廢し校友會本部に於て此事業を行ふこと、なれり。

一、昭和四年

一月十五日 學校設備補助の申請を東京府知事に提出す。

二月九日 昭和三年十二月十日開はりたる

教育に関する御沙汰書

文部大臣訓令

東京府より交付せらる。

三月二十五日 東京府より設備補助金一千圓を補助せらる。依て体操器具を購入す。

五月二日 英國「クロースタ」公使下御來京につき午前九時府立第一中學校に集合の上奉  
迎す。

五月十五日 顧問デーに参加、校醫の講義あり。

五月十八日 東京府學務部長より次の通牒あり

御大體の要客及時報費を下賜せらる、につき用材拜禮希望の向は申出のこと  
依て用材拜禮希望の旨回答せしも小分割不許可の爲の拜辭せり。

五月二十六日 第四學年生徒百八十名下志津聯合に野營を行ふ。

六月二十二日 學校は千葉縣龍山町に向ひ夜間行軍を行ふ。

六月二十八日 客附行爲變更の件東京府知事經由文部大臣に申請す。

八月七日 同件認可(文部大臣小橋一太)。

八月 月 配屬將校交代し陸軍少兵大尉井上佐一氏着任す。

八月九日 英語教師佐々木海船氏故病遷去せられる、時恰も夏期休暇中なるを以て九月初  
の學校に於て校友會葬の禮を舉ぐる事に決定せり。

九月 三日 第五學年生富士道々原遊會に野營を行ふ。  
 九月 六日 第五學年生富士道々原遊會に野營を行ふ。  
 九月 七日 午後一時放談々木海治郎氏の校友會葬を舉行す、其概要附録の如し。  
 九月 十八日 考査科改正の件東京府知事經由文部大臣に申請。

舊 金 二圓  
 新 金 三圓

十一月六日 同件不認可(文部大臣小橋一太)。

九月三十日 内親王殿下御生誕につき日暮里町役場を経て祝詞言上す。

十月 二日 伊勢神宮式年御遷宮式につき旗で休校す。

十二月九日 教員長橋治作、岡山本長信、岡崎時保太郎、岡新田興、四名の無試験檢定(師範)

學校中等學校高等女學校教員檢定規程第七條第六項)出願の處長橋治作(教員)

山本長信(律師)新田興(漢文)三氏に夫々教員免許狀を下附せらる。

十二月十日 江木寛、渡邊千多、佐藤一氏各大臣に列せられたるにつき祝賀を兼ね同窓會を開  
 催す。

四月校友會に新たに總務部を創設す、又同窓部を添設す。

東京府及近隣府住の大學、高等學校、各專門學校に在學中の學生有志相謀り同成出身者の相互の  
 連絡親睦を圖る目的を以て

同成五月會

を創設し五月五日母校に於て第一回大會を開催す。

七月二十日 登山會は富士登山をなす。

十一月從來の同窓會及同成五月會を合併して

同成會

を組織す。

今上陛下御大典記念として校地東北隅老樹間を穿る丘阜上に圖書館を建築することに決議し昭和  
 三年五月之れが計畫を發表し其建築費も學校よりの支出にては不足なるを以て本校生徒の父兄よ  
 り寄附金を募集すること、なせり。

昭和三年七月二十日東京高等工藝學校附屬工藝實習學校建築科主任岡田楠次郎氏及佐久間田之助  
 氏に建築設計並に工事等一切を依頼し同年九月基礎工事に着手、十月九日地鎮祭を舉行十一月五  
 日上棟式を行ひ、昭和四年一月三十日竣工を告ぐるに至れり。彼て二月十一日紀元節の佳辰をト

し開館式舉行翌十二日より一般生徒の爲め開放せり。

第一階 本館瓦葺二階建和洋折衷式  
 第二階 三三坪五〇 (圖書室、書庫、事務室)  
 第三階 三六坪五〇 (談話室、集會室)

開館建設に関する收入支出左の如し。

収入		支出	
内訳	金額	内訳	金額
左 生徒寄附金	六、八五六・〇〇	第一 工事費	八三九・二〇
内 第一學年	二、三九〇・〇〇	第二 雜費	八、五五一・二九
第二學年	二、〇五一・〇〇	第三 圖書費	二、〇〇〇・二五
第三學年	二、一九五・〇〇	第四 火災保險料	六五・八〇
第四學年	一、六七二・〇〇	第五 執務等雜費	四九八・六八
第五學年	一、五四八・〇〇	第六 下水工事費	八九・六六
職員及寄附金	三五〇・〇〇	第七 石等石屋修繕工事費	七五〇・六〇
法人員給金	一、〇〇〇・〇〇	第八 給食費、上納金、印刷費	二六一・五五
		第九 雑費	
總 計 入	一一、五九二・八五	總 計 出	一一、一〇〇・七九

預金 列子 一一八・八五  
 土及附太費即金 七八・〇〇  
 右邊額は之れを圖書館維持費の一部として校友會に依託す。  
 二八八・〇〇

一、昭和五年

一月十日 兵器支廠より左の通り兵器揚下を受く。

三八式歩兵銃 二十挺

一月二十日 東京府中等學校視察員杉岡辰三郎氏(兼道)菅原融氏(兼道)來校視察せらる。

三月二十四日 天皇陛下御復典の状況御進視遊ばさる、につき休校す。

三月二十六日 東京市主催會都復典完成祝賀會舉行せらる。

三月二十九日 東京府より設備費補助として金七百二十二圓也を補助せらる故て理化學用品(晴

兩計外二十二冊)を購入す。

六月十一日 教職員生徒全員午後九時三十分渋谷駅集合

二子一下野邊一矢口一六部一川崎一鶴見御持寺  
に至る園夜行軍を施行す。

七月 七日 中學校令改正に基づき本校は第二種課程を實施することに決定し其旨東京府知事、  
文部大臣に報告す。

七月十一日 國産品愛用運動實施につき生徒一般に訓話を行ふ。

七月二十日 帝國大學「セツツルメント」兒童部夏期臨海學校開催資金として生徒の青附金四  
圓二十七圓を寄贈す。

九月 一日 東京府成中學校保護人會設立せらる、其概要次の如し

事 業 生徒の保護、學校の修繕、學校と家庭の連絡

會 費 生徒一名金三十圓(十二月)

役員 顧問(校長及級主任、生徒會)

理事十一名(内一名理事長)

評議員(若干名)

十月三十日 午前八時より明治神宮外苑に於て

勸育勸進四十年記念式

明治神宮銀座十周年奉祝式

の爲の体育大會(東京府)施行につき學校教職員生徒全員出場

陸上競技、マヌゲーム

等を行ふ。

十一月二十六日 午後一時より青山師範學校に於て防火演習實施につき教職員参加す。

十二月四日 東京府訓令第十九號を以て

學校事務規程

を公布せらる。

十二月 月 互相地方議員につき義捐金として金三十二圓を送付せり。

此年四月校友會に新たに

明徳部、服務部

を設く。

依て現時に於ける校友會部別は

編制、剣道、水泳、庭球、柔道、籠球、弓道、蹴球

八部となり尚校友會に所屬せずして公認せられたるものは

陸上競技部、山岳部、乗馬部、科學部、園藝部、美術部、辯論部

の七部あり。

四月、開成會規約を制定し

會長 宮本久太郎氏

幹事長 杉 廣三郎氏

幹事 九 名

年度委員 一七四名

を決定し規定により五月、開成會報第一號を發刊し、次て同月東京開成中學校に於て第一回開成會大會を開催せり。

山岳部は六月一日、二日上湯谷嶺山登山、七月二十四日—二十七日中央アルプス駒ヶ岳登山、十

一月十六日石老山登山。

蹴球部は十一月一日青山師範學校蹴球場に於て東京府立高等學校と對校競技を行ふ。  
乗馬部は千葉縣千葉、中山方面に一泊遠征を行ふ。

一、昭和六年

五月 月 常務生命保險株式會社より校舎増築建築費借入につき文部省証券借入位繰下げの件文部大臣に願出づ。

十月二十八日 同件承認(文部大臣田中陸三)。

六月三十日 板橋一帯朝開夜間遠足を行ふ。

七月 八日 校舎増築の件東京府知事經由文部大臣に申請。

七月二十日 同件認可(文部大臣田中隆三)。

九月五日 生徒定員増加の件東京府知事經由文部大臣に申請す。

舊 一、〇〇〇人

新 一、二〇〇人

十月十三日 同件認可(文部大臣田中隆三)。

向十月十六日附東京府學務部長より

一學級定員五〇名を超過しあるを整理す可き旨

通知ありたり。

九月八日 成立商業學校火災に付き見舞金を贈る。

九月二十六日 第五學年生徒野原野原舎に於て野營を行ふ。

九月二十八日 廣瀬東京府視學、和田理化學研究所員來校理化學授業を觀察す。

九月十九日 常務生命保險株式會社より校舎増築費を借入る

十月八日 寄附行為變更の件東京府知事經由文部大臣に申請す。其全文附録の如し。

昭和七年 一月十九日 同件認可(文部大臣鳩山一郎)。

十月二十二日 校長宮本久太郎依例退去せらる。

十月二十六日 黒田英雄を校長事務取扱に任命の件東京府知事經由文部大臣に申請。

十一月二十四日 同件認可(文部大臣鳩山一郎)。

十月二十六日 學校に於て前校長宮本久太郎校章の譲渡を舉行す、其概要附録の如し。

十二月八日 近衛歩兵第二聯隊附上野中佐の查閲を受く。

十二月十四日 校長黒田英雄大蔵次官に任せらる。

十一月三日 午前七時より學校に於て明治節奉祝式舉行、午前九時より代々木原に於て舉行の

東京府主催明治節奉祝式に出場す。

十一月十六日 創立六十周年記念祝賀式舉行につき文部大臣の祝辭下附の件文部大臣に申請。

十一月二十四日 黒田英雄を校長に任命の件東京府知事經由文部大臣に申請。

十一月二十五日 同件認可(文部大臣鳩山一郎)。

黒田英雄校長略歴

一、明治十二年九月二日岡山縣津山市岡町七十一番地に生る代々津山藩の家老の要職に在り

一、明治三十一年三月 東京國成中學校卒業

- 一、明治三十四年七月 第一高等學校卒業
- 一、明治三十八年七月 東京帝國大學法科大學法學科卒業
- 一、同 任大廳員
- 一、明治三十九年十二月 任稅務監督局事務官
- 一、同 敘高等官七等
- 一、明治四十年三月 敘從七位
- 一、明治四十年五月 任丸龜稅務監督局長
- 一、同 敘高等官六等
- 一、明治四十年七月 敘正七位
- 一、明治四十年九月 任大廳行參事官
- 一、同 敘高等官六等
- 一、明治四十四年三月 敘從六位
- 一、明治四十四年九月 任大廳大臣秘書官
- 一、同 敘高等官五等
- 一、大正二年七月 敘敘高等官四等

- 一、大正四年七月 歐洲及米國へ出張視察
- 一、大正四年十一月 敘勳五等授瑞寶章
- 一、大正五年十二月 敘敘高等官三等
- 一、同 歸朝
- 一、大正六年一月 敘從五位
- 一、大正七年五月 銀杯一組を賜ふ
- 一、大正八年五月 支那三等寶光勳章受領及佩用免許
- 一、大正八年七月 兼任臨時國庫券局長
- 一、同 敘高等官二等
- 一、大正八年八月 敘正五位
- 一、同 敘勳四等授瑞寶章
- 一、大正九年八月 任大廳省銀行局長
- 一、同 敘高等官二等
- 一、大正九年十一月 敘勳三等授瑞寶章

賜金一、三〇〇圓（大正四年乃至九年事件並に對國平和使的轉輸の功により）



- 一、大正十一年七月 贈勲高等官一等
- 一、同 金杯一個を賜ふ(會計制度改正の功により)
- 一、大正十一年八月 勲從四位
- 一、大正十二年四月 任大藏省主税局長
- 一、同 勲高等官一等
- 一、大正十三年五月 金杯一個を賜ふ
- 一、大正十五年七月 勲勳二等授旭日章
- 一、昭和二年四月 任大藏次官
- 一、同 勲高等官一等
- 一、昭和二年九月 勲正四位
- 一、昭和二年十二月 文政審議會委員被仰付
- 一、同 大勲位勲章被仰付
- 一、昭和三年十一月 大勲位勲章授與
- 一、昭和三年十二月 勲勳一等授勳章(大勳行賞)
- 一、昭和四年七月 依願退官

- 一、昭和五年七月 大東京鐵道株式會社社長に就任
  - 一、昭和五年十二月 帝國鐵道紀念章授與
  - 一、昭和六年十二月 任大藏次官
  - 一、昭和七年十二月 勲從四位
- 昭和六年十月二十六日東京成成中学校長となり爾後大藏次官の要職に在りて傍ら育英の事業に盡瘁せられたるも昭和九年六月十八日地に歸任せられたり。

十一月二十六日 學校に於て創立六十周年記念祝賀式を舉行す。

其概要附録の如し

十一月二十七日 午前七時三十分より創立六十周年記念運動會を城北豊島園に於て舉行す。

其概要附録の如し

十二月五日 防火デーに参加す

防火規則を制定し之を實施せり。

十二月十五日 東北地方の凶作につき義捐金七十九圓八十八錢を東京朝日新聞社を経て寄附す。

十二月二十四日 豊山中學校火災に付き見舞金を贈る。

十二月二十八日 東京府より朝見式の際下し賜はりし勅語寫を拜受す。  
 五月十日 山崎部長は陣馬山登山をなす。  
 六月四日 第二回同成會大會を母校に於て開催す。  
 七月三十一日 山崎部長は伏見入ッ島登山をなす。  
 九月十三日 同成會員小佛師方面に於て植物採集をなす。  
 九月二十八日 乗馬部は武州大宮に一泊遠遊會を舉行す。  
 十一月二十六日 學校創立六十周年記念祝賀會終了後同成會第三回大會を開催す。

一、昭和七年

一月十四日 増築校舎竣工を東京府知事に提出す。

校舎使用説明圖を東京府知事に提出す。

増築校舎（舊校舎東側に増築）左の如し

鐵筋コンクリート三階建 堂棟

特別教室 二 普通教室 三 器具庫 一 倉庫 一

陸橋 一

庭坪 六七坪五九七

庭坪敷 二〇三坪九一五

一月十五日 文部省より増築校舎検査の爲め藤島調査委員及藤橋保一名來校す。

一月十六日 東京府學務委員五十嵐鐵雄氏増築校舎検査に來校す。

一月二十二日 教職員生徒有志陸軍飛行機納金總會六十圓を授附す。

二月五日 文部省へ震災應急施設費附金擔保として増築校舎提供の件承諾書を提出す。

二月十九日 高尾山方面に遠足を行ふ。

三月七日 東京府よりの通達により

学校設備完具体案

を東京府知事に提出す。

三月七日 教務主任及補佐を左の通り命置せらる。

教務主任 森 重 雄

教務主任補佐 山本長信

同 金子 明

五月<sup>三</sup>七日 第五学年生徒有志野遊會に野營を行ふ。

五月二十七日 海軍記念日に當り海軍機關大佐須田壽氏を招き講演會を開催す。

六月 従来学校運動場は降雨の時は泥濘となり冬は霜降りとなり又強風の際は砂塵飛揚して教育上衛生上甚だ不十分なり、餘るに本校六十周年記念式に當り保護人会より金二千圓の寄附金あり之れが使途につき種々協議の結果校庭舗装と器械備具の一部の修理に使用することに決議せられたるを以て校庭舗装は武蔵野鐵道野崎附近の「セメント」製磚の際の石屑を以て之れを行ふこと、なれり。

舗装を行ひたる後は雨水も停滯せず冬も霜降りせず又砂塵も起らず其結果頗る良好なり。

八月 肥後將校の交代として陸軍歩兵少佐村山甚太郎氏着任す。

九月十三日 校醫横井千歳氏休職去す。

十月一日 学校所在地東京市に合併せられ左の通り改正す。

東京市荒川区日暮里町大字日暮里字北宿一〇四〇番地

同 中央實業社會主催の

観力保存デー

に参加し校醫の講演を行ふ。

十月二十二日 午後二時講堂に於て故宮本久太郎先生の二周年祭を挙行す。

修 成

興 銀

降 紳

祝 詞

植徳の辭 (杉原三郎氏)

五中奉食

敬 賀

昇 神

閉 式

式場は正副壇上に先生の等身大の油繪の肖像を張り副壇にも数人の御供物を供へ給言奉仕す先生の遺族法人役員同成會員保護人會員及學校教職員生徒參列し何れも深い敬意の思ひに取つた。

十月二十七日 東京府より昭和六年十月三十日 天皇陛下東京高等師範學校へ應御遊ばされ

教育者に賜はりし 勸語

の謄本一冊下附せらる。

十月二十九日 北清水寄見舞金を送る。

十一月八日 教職員生徒有志海軍飛行機納金八十九圓を寄付す。

十一月十一日 新御褒賞花拜禮兼許され教職員十八名拜禮す。

十一月十五日 左の通り學校費支出の件東京府知事に報告す。

舊 校費 菅井千歳氏(敬稱遺族)

新 校費 向野順一氏

十二月一日 北清水寄見舞金を送る。

四月東京公認せられたる左の各部を新に校友會部に加ふ

職上總務部、山岳部、農園部、科部、圖書部、美術部、音楽部、體育部、

之れに依りて校友會は計十六部となれり。

五月 一日 山岳部は尾山登山をなす。

七月二十三日 職員部員は第二回全國中等學校校長協同大會に出場す。

七月二十八日 山岳部は尾山登山をなす。

十一月廿三日 山岳部は御嶽生山登山をなす。

一、昭和八年

一月 火災調査を制定す。

二月 八日 文部省より

専門学校入学者試験設定委員選任者

推薦の件通達あり。

依て十一名を指定報告す。

三月 三日 前件に關し文部省より

森 井 平 三

金子 明

以上二名に専任教員職位の旨通知ありたり。

三月 二十三日 三陸地方津波被害地に教職員生徒有志の聯合六十八團八十三個を組織す。

三月 二十七日 國庫券買取金の 奨励金受せらる。

四月 二十三日 新設御膳所を拜観遊覧されたるにつき教職員十一名拜観せり。

五月 一日 動物保護防置團に参加、校舎の防置を行ふ。

六月 九日 第五學年生徒有志野遊會に於て野營を行ふ。

七月 八日 昭和六年四月一日中學校令改正に伴ひ學校は第二種義務實施の件文部省に申請し

たると書類紛失の趣につき更に申請す。

九月 十五日 同件認可(文部大臣鳩山一郎)。

八月 月 關東防衛演習に参加す。

勸業に關する制定を制定す。

八月 月 配屬野校交代として陸軍歩兵少佐小泉芳太郎氏着任す。

八月 二十四日 教務主任 志摩氏改稱退去せらる。

八月 二十六日 海軍大演習觀望式直後演習一續演習國軍艦艇便乗許可の旨海軍省より通達ありたる

により教職員三名便乗す。

八月 三十一日 保證人會より自動給水機一式を寄贈せらる。

従來學校の飲用水は井戸水を一旦四階上のタンクに集め之れより各所に給水するものにして、夏  
暑多冷且衛生上不良なる爲め井戸水をモーターにて揚水し直接各所に配給することとなり、頗る  
良好となれり。

九月 二日 前教務主任森重雄氏逝去につき學校に於て校友會葬の禮を舉ぐ（其概要附録の如し）。

九月 八日 教務主任森重雄氏逝去につき左の通り會議あり。

任教務主任 長 橋 治 作

十月 十日 第三回體力保存ゾーに参加す帝國大學教授醫學博士石原忠氏の講演あり。

十二月 七日 東京府より

昭和九年度より入學志願者選抜方法を改正し毎土曜日毎に單獨なる筆記試験を行ひ更に三月其合格者を爲め筆記試験口頭試験同身体検査等を行ひ入學者を決定す可き旨

通函ありたり。

十二月 二十三日 皇太子陛下御生誕慶ばされたるにより教職員生徒一同講堂に集集禮で奉祝式を

舉行し

萬 歳

を三唱し翌二十四日教職員總代として長橋治作氏二重橋南米親御受付所に要り祝

詞を言上す。

昭和五年開成會創設以來其事務は母校東京開成中學校内に於て施行の爲、種々の點に於て不便あるを以て會館建設の議起り處に有志相謀り其資金により昭和八年三月

東京市京橋區築地町二丁目二番地

に開成會館を開設せり。

會館は洋風二階建てにして階下一室（三四坪）九四（階上二室）二四坪二五〇（建物の西側に約二百餘坪の空地あり將來弓道場を設備し又柔剣道場をも開設する豫定なりと）。

此年十一月上野精養軒に於て開成會第三回總會を開催す。

昭和五年以來休止状態の脚輪部を更に刷新し公認せらる。

此年八月一日—十四日二週間水泳部は神奈川縣三浦郡北下浦村字長澤所在北下浦村尋常高等小學校校舍を借り受け水泳を實施せり。

東京千歳縣美幌郡八幡海岸に水泳部寄附金を設け毎年水泳を實施せしが此年館山附近海軍用地となりて軍艦飛行機等の出入甚しく従て他物不潔物の浮遊多く海水汚穢し衛生上不良なる爲め試に本年は北下浦村に於て實施すること、なせり。

五月~~二十~~十七日 山番部員は赤城登山をなす。  
 五月~~十八~~十八日 山番部員は赤城登山をなす。  
 七月~~十四~~十四日 山番部員は白馬登山をなす。

一、昭和九年

二月二十日 文部省より専修委員として

森井平三

金子明

二氏に嘱託せらる。

一月二十七日 同校創立記念日を十一月一日と制定せられたるにより左の通り學則改正の件東京府知事館由文部大臣に開申。

新 第三條本文中第一項大祭日の次ぎに  
 創立記念日(十一月一日)を加ふ。

四月十八日 東京府より學術研究觀察員派遣の件に付き推薦ありたるにより

教育研究者 漢文科教員 岡 隆 選

研究觀察者 地理科教員 竹内 常 行

岡氏を推薦報告の處竹内常行氏一名許可せられたるを以て岡氏は身中休暇を利用して  
 し樺太島觀察に赴くこゝなれり。

五月一日 學校所在地番左の通り改正せらる

荒川區日暮里町九丁目一〇四〇番地

五月一日 結核預防週間に参加、校醫の講演あり。

五月九日 中學校長協會主催文部、陸軍兩省、近衛、第一師團及東京府、東京市後援の下に

日清日露戦役記念大會

を施行せらる。

東京、千葉、山梨、神奈川、埼玉各府縣の中等學校七十四校(第五學年生的のみ)

約九千名参加本校第五學年生徒も亦之れに参加し午後三時より多摩河原に於て職  
業演習を行ひ同夜間所附近に露營し翌十日帰郷職を以て演習を終了せり。

五月十一日 宮城前廣場に於て宮城縣拜後及父宮殿下の御墓詣を仰ぎ演習参加學校の御禮圖を  
仰ぎ分列式を舉行し終て晴國神社へ参拜し記念大會を終了せり。

五月二十五日 校長黒田英雄氏執務添支へに付き伊臣眞氏校長事務取扱任命の件東京府知事經由  
文部大臣に申請す。

六月十五日 同件認可(文部大臣御稟實)。

伊臣 眞校長事務取扱職歴

明明十年三月一日東京市本所區横濱町に生る

明治二十七年三月海軍中學校卒業

明治三十一年日本法政學校本科卒業

明治三十七年七月より昭和三年八月まで東京大正信託株式會社理事、保壽社講習生教育所學長理事、會名會社  
保壽社評議員理事、水戸信託株式會社理事取締役、會名會社株式會社常務取締役、中國信託株式會社外十二實  
業會社取締役並監事、日本大學評議員となる

昭和四年九月一昭和九年十一月財団法人東京成中學校理事となる

昭和九年六月十五日一昭和九年十二月十二日財団法人東京成中學校校長事務取扱となる

昭和九年十一月財団法人東京成中學校理事を辭し同校評議員となる

六月十九日 校長黒田英雄氏校長辭任の件法人理事會にて承認の件東京府知事、文部大臣に報  
告す。

六月二十七日 東京府知事官房より

大正九年一月二十九日以降學校に金百圓以上食品を寄贈したる者は褒賞條例に  
より表彰せらるゝに付き右認定以後に於ける事業経過等調査の件  
につき通牒あり。

七月二十一日 前件提出(東京府知事官房官房)。

七月二十八日 東京府の囑託により職員竹内常行氏學術研究の爲め樺太方面を視察す。

八月十日 文部省より

褒賞條例並褒賞付金償還通牒に関する件  
につき調査書提出の旨通牒あり。



八月三十一日 前件提出す（文部大臣松岡洋治）。

九月五日 講堂に於て國語教師高木信吉氏の講演會を舉行す。

九月二十八日 關西方面水害義捐會として教職員生徒有志の贈金七十五圓を送付す。

十月一日 校舎増築工事（理化學藥品置場、應接室、倉庫）竣工す。

起工（昭和九年八月九日）

亞鉛書本館三階建

壹棟

庭坪 一一坪二五

庭坪 三三坪七五

依て使用證明書を東京府に提出す。

十月十三日 多摩川附近に於て第四、五學年生徒の野外演習を實施す。

十月二十二日 文部省及常務生命保險株式會社より増築校舎觀察に來校す。

十月三十日 私立中等學校恩給財團主催にて恩賜金拜禮記念式に併せて創立十周年に付き記念

祝賀會を九段坂下軍人會館に開催し、式中二十五年以上同一學校に勤務したる功勞教職員表彰式あり本校より

古田 一友（在職三十五年）  
長 橋 治 作（在職二十九年）

兩氏表彰せらる。

十月三十日 東北冷害救済義捐會として教職員生徒有志の贈金三十五圓を送付す。

十一月一日 學校創立記念日制定後第一回の記念日なるを以て午前九時より講堂に於て祝賀式

舉行

來賓 二〇名

高橋是清氏の式辭（代讀）

鹽月圭介氏の講演（皇室と人民）

正午閉式

高橋是清氏の式辭左の如し

式 辭

高 橋 是 清

東京成成中学校は創立以來茲に六十餘年過して本日は其の創立記念日に當ると以て式典を舉げらるゝは洵に欣  
快に堪えず。是らに往時を追憶して感慨無量なるものあり。

顧みれば明治四年佐野麟氏等の相生境内に創設せる公立學校が氏の遺志と共に殆んど廢校に歸せんとしたるを以て學校同人の懇請に依り之を繼承し自ら收養を執れるに各教師の熱心指導と生徒の貞節なる勉勵と相俟ちて堅實なる基礎を遂げ、漸次實力充實し校風他國陸産の域に達し所期の目的を達したるを以て直達指導の任を後任に譲りたるは明治二十三年の秋なり。此國實に恰有年。當時の敷地校舎は狭隘粗陋を極め設備亦充からざりしも生徒は彼つて奮勵勉勵し内容の充實を計り學問の効果を擧ぐるに努めて寧ろ外觀の粗陋設備の不完と反比例するを以て囂かに誇りとをせり。毎年大學進門に入るの學生の半数以上は本校之れを占むる有様にて實に前中期陸産時代の雄姿たりしなり。

鳥見刻々五十餘年。其間時代の推移變遷と共に今や帝都の北極星山に地に巍然として峙てる本校校舎の美設備の完を觀て神國新國開闢草莽初原の往升を思へば隔世の感なき能はず。

諸子夫れ往年の剛屋に雲霧の香を香めたる光榮が學進げ功成りて社會報國の地を占め國家の爲めに貢獻せること多きに鑑み徒らに外觀の美、設備の完に倚ることなく錦上添花を飾るの心を以て各自實力の充實を計るを以て其精進とをなし、本校傳統の精神に鑑ひて功利に迷はず陳腐に倦れず開成永遠の校風として勇毅奮勵の歴史と共に光輝あらしめんことを期せらる可し。

其くば反省奮勵本校教學の進歩として第一層全からしめんことを。

十一月七日 午前十時より代々木練兵場に於て 秩父宮殿下御養臨の許に明治神宮奉拜式(東京)

十一月十五日 校會堂に各建物坪數調査の結果決りあるを以て之を真正し荒川區役所の證明を以て東京區裁判所千住出張所に登記申請す。

建築コンタクト四階校會	一 棟	(正)
二階 坪	二三九、九三〇	
二階 坪	二二〇、三六	
三階 坪	二二〇、八〇五	
三階 坪	二二〇、三六	
四階 坪	二四、八三	
建築コンタクト平家(講堂)	壹 棟	
二階 坪	一三四、九一七	
建築コンタクト平家(便所)	壹 棟	
二階 坪	一八、六九四	
建築コンタクト三階校會(増築)	壹 棟	

一階	坪	六六、五九七	六七、五九七
二階	坪	七〇、七二一	六八、二九一
三階	坪	六六、五九七	六四、一六六

十一月十九日 東京國成中學校校務會議決定せらる。

十一月二十一日 左の通り命置せらる。

教務主任	金子 明
庶務主任	古田 一友
生徒 監	山本 長信
教務副主任	竹内 常行
文科主任	田 島 進
理科主任	長橋 清作
英語科主任	岡山 又之助
体育科主任	山本 長信

(以下略)

十一月二十四日 海軍省海軍事務及會の通牒により教職員十六名生徒百七十名續續實業補習軍艦高等の見學をなす。

十一月二十九日 理學博士片山正夫校長に任命の件東京府知事經由文部大臣に申請す。  
十二月十三日 同件認可(文部大臣松岡淵治)。

片山正夫校長略歴

- 明治十年九月十日岡山縣都立高等學堂に生る
- 明治二十四年三月東京國成中學校卒業
- 明治二十四年九月第一高等中學校理科三級に入學
- 明治三十年七月第一高等學校卒業
- 明治三十年七月東京帝國大學理科大學に入學
- 明治三十三年七月十日東京帝國大學理科大學化學科卒業
- 明治三十三年九月東京帝國大學大學院へ入學
- 明治三十五年十二月任東京高等工業學校教授
- 兼高等官六等
- 明治三十六年改正七位

第五 駐米法人東京師範中學校

明治三十八年閏月十三日 贈授高等官五等

明治三十八年六月三十日 贈授六位

明治三十八年九月二十日 電氣化學研究の爲め滿三ヶ年開闢、米國へ留學を命ず

明治四十二年一月十日 歸朝

明治四十二年十月二十一日 贈授高等官四等

明治四十三年二月二十一日 贈授六位

明治四十三年閏月二十日 理學博士の學位を授く

明治四十四年二月二十二日 兼任東北帝國大學理學科大學教授

授高等官四等

明治四十四年六月五日 任東北帝國大學理學科大學教授兼東京高等工業學校教授

明治四十四年七月十一日 退官

明治四十五年二月二日 贈授高等官三等

明治四十五年三月二十日 贈授五位

大正四年六月四日 贈授高等官二等

大正四年八月十日 贈授五位

大正五年閏月二十八日 贈授高等官四等  
大正八年八月四日 任東京帝國大學教授  
授高等官二等

大正九年閏月二十三日 贈授高等官四等

大正九年九月十日 贈授六位

大正九年十一月二十五日 學術研究會議員被仰付

大正九年十二月二十日 贈授高等官一等

大正十二年閏月一日 勸學館社會學部部長を命ず

大正十二年五月二十八日 任勸學館長

大正十二年十二月十五日 東京帝國大學評議員を命ず

大正十四年三月三十一日 歐米各國へ出張を命ず

大正十五年十一月三十日 中華總商會へ出張を命ず

大正十四年十一月十六日 贈授六位

昭和三年二月二十七日 贈授二等勳章

昭和五年八月三十日 中華總商會へ出張を命ず

第五 駐米法人東京師範中學校

昭和五年十二月二十七日創設三位  
 昭和七年十二月十五日中野區へ出張を命ず  
 昭和八年三月三十一日東京帝國大學評議員を命ず  
 昭和九年十二月二十一日附屬法人東京成中學校理事に就任  
 昭和九年十二月十三日東京成中學校校長に就任

十二月一日 防火デーに参加火災時に於ける各處置法につき生徒に訓示す。

十二月五日 建物合併の件東川區長(川崎義雄)の説明を以て東京區裁判所千住出張所に登記申請す。

合併後建物の表示

一、建築コンクリート及木造並の共同附屬校舎	表積
第一階	三二八、七七七
第二階	二九〇、三四六
第三階	二八六、二二一
第四階	二四、九五七

附屬建物は従前の通りとす

十二月六日 法人理事石田幸一郎氏依頼遺棄せらる。

十二月九日 午後零時三十分より講堂に於て石田幸一郎氏の同成會葬の儀を挙げらる 其後要附儀の如し。

十二月二十日 東京成中學校一覽(同成會名簿)改訂印刷す。

此年四月校友會部中

乗馬部

を廢止す、之れ隨軍に於て中等學校生徒に乗馬を奨励せざるが爲めなり。

八月一日—十四日二週間の如く北下浦村尋常高等小學校會を借受け水泳を實施せり。  
 蹴球部は第二回府縣對抗東京中等學校蹴球選手権大會及明治神宮奉祝大會競技に出場す。  
 此年四月同成會幹事長杉原三郎氏副幹事長藤次長に榮稱せられたるにつき  
 小野田 勝氏  
 其後任となる。

十一月奉祝奉禮に於て同成會第四回大會を開催す。

# 東京開成中學校一覽表

昭和九年十月一日調

所在地	電話	交通	敷地	校舎	種別	生徒数	卒業生数
東京市荒川区日暮見町九丁目千四百十番地	下等(一)四二五	市電 荒川線 日暮見駅 徒歩三丁	約七丁	一階 約一、二〇〇 二階 約一、二〇〇 三階 約一、二〇〇 合計 約三、六〇〇	第二種 普通科	一、二〇〇 一、二八一	六、五三七

学年	人数	合計
第一学年	130	1,200
第二学年	130	
第三学年	130	
第四学年	130	
第五学年	130	

種別	人数
普通科	1,200
特別科	1,281
合計	2,481

種別	人数
普通科	1,200
特別科	1,281
合計	2,481

## 一、昭和十年

一月十日 在原中學校火災に付き見舞金を贈る。  
 一月十四日 御大體記念金壽市立圖書館長毎田周次郎氏より

佐野 鼎先生

に關する傳記起草中に付き參考書送付方申來りたるを以て傳記の概要及調査會議  
 誌(大正六年)を送付せり、尙ほ 又岡部氏遺族の件に付き照會ありたるも不明に  
 つき其旨回答せり。

一月十五日 寄附行爲改正の件(所在地名變更の件)東京府知事經由文部大臣に申請す。  
 二月九日 眞長康彦施設費借入金保證人(書 黒田英雄、石田幸一郎、新 岡野昇、片山  
 正夫)變更の件文部大臣に申請。  
 二月二十八日 同件認可(文部大臣松田源治)。  
 二月十八日 柔剣道場其他施設の爲の伊臣 眞氏を委員長とし計畫をなす。  
 二月二十八日 懇話會長荒川五郎氏より

臺灣國皇帝御來訪に際し御旅費奉獻の爲め郷下中等學校生徒の圖書、習字、製

作品献上の件

通融あり。

三月十一日 前件に付き圖書(第五学年分)一葉荒川會長宛送付す。

三月十九日 左の件東京府知事(横山助成)に提出す。

作業場建設認可

四月十一日 同件認可(東京府知事横山助成)。

三月三十日 學則改正の件東京府知事經由文部大臣に開申。

新 學科課程、授業時間

第四條表中會科の次ぎに左の一科目を加ふ

作業科 第一學年 二時間

新 昭和十年四月より授業時間は中學校令施行規則の時間による

三月二十五日 新に労働規定及労働者を制定せらる 附録の如し。

四月六日 國會議員東京府知事者につき第五学年生徒卒業す。

四月九日 代々木練兵場に於て特命近衛團團長式あり第五学年生徒卒業す。

四月十四日 舊來學校の水泳部は千歳區安房郡北條町字八幡海岸に同寄附會を設け水泳實施の

處近來海水汚穢し衛生上不良の爲の昭和八、九兩年神奈川縣三浦郡北下浦村字長  
澤海岸に於て同校小學校を併り實施の處給島長好につき本年より同三浦郡南下浦  
村字上宮田、若井口に同寄附會を建設することに決議す。

七月三日 水泳部寄附會成立す。

四月十五日 國會議員香御選京につき第五学年生徒東京府前に卒業す。

四月十八日 東京府知事經由文部大臣に

作業場建設補助申請書

を提出す。

五月九日 第五学年生徒有志野遊會に野營を行ふ。

六月五日 作業場建設す。

七月六日 東京府中會學校保護協會に入會す。

七月八日 國會議員文部省より併入れたる國會議員島長好宛借入金金の償還に關し文部省よりの

通知により片山校長及古國會計文部省に前開種々交渉し尙書衛生會保護株式會社

この交渉を経て成案を得之れを文部省に提出す。

七月十五日 東部神農創立後として教職員生徒有志者金五百五圓八十九圓を同會に寄付す。

八月三十日 保體人會より校内に水道を布設し寄附せらる。

昭和八年八月保體人會より自動給水機を寄附せられ、其結果頗る良好なりしも、  
誠に設備多きを以て更に保體人會の發議により東京市水道を校内に布設し兩者併  
用すること、なれり。

肥田粉被交代し陸軍歩兵少佐長瀬善四郎氏着任す。

九月二日 登て懸念たりし東京商成中學校被改訂定せられ一般生徒に印刷配布せり。(口輪書  
照)

作歌者 東京商成中學校校歌 古岡吉雄氏

作曲者 東京商成中學校校歌 信時 潔氏

九月十三日 東京府學務部長より次の通牒あり

旅行等の場合は必ず校務を代行せしむること云々。

九月二十五日 新直直増備申請書を東京府知事に提出す。

十月五日 同件認可(東京府知事横山助成)。

十月十日 東京府主催東京府、千代田、埼玉、山梨、神奈川、茨城、各中等學校  
合演習を八王子附近に於て實施せられたるも當日は本校を同日に閉會せしを以て  
参加せず。

十一月一日 熱田神宮遷座式に付き午前八時校庭に於て遷座式を舉行せり。

十一月二十六日 新直直工事竣成す依て新直直及舊直直に使用すること、せり。

十一月二十八日 皇太子殿下御降臨遊ばされたるにより講堂に於て奉迎式を舉行す。

十二月一日 防火デーに参加遊藝演習等を進行す。

此年神奈川縣三浦郡南下浦村宇上宮田に水泳部寄附會新築竣工につき七月二十三日―八月五日水  
泳を進行し尚八月四日関係者及出席生徒の父兄を招き落成式を舉行せり。

十一月一日學校創立記念日せし開成會第六回大會を兼ね臘月圭介氏入團祝賀式を上野精養軒に  
開催、主賓臘月圭介氏外百九十八名参加す。

一月二十七日 山岳部員は高水三山登山をなす。

四月二十八日 山岳部員は大根、馬淵湖登山をなす。



# 東京開成中學校一覽表

昭和十一年十月一日開

位置	電話	交通	職員	生徒数	本学生数	入学生数		校舎	校舎敷地面積	校舎延床面積	校舎築年	校舎設備	昭和十一年入学生数										
						男子	女子						合計	第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十
位置	電話	交通	職員	生徒数	本学生数	男子	女子	校舎	校舎敷地面積	校舎延床面積	校舎築年	校舎設備	第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	合計
下谷(一) 二五				一、二〇〇	六、八七三	一、二八八																	

六月一日 山番部員は大青森の登山をなす。  
 七月二十八日 山番部員は乗鞍岳登山をなす。

一、昭和十一年  
 一月十七日 校舎より圖書館に遷る通廊を新築す。  
 一月二十四日 學制變更の件東京府知事經由文部大臣に開申す。

### 授業料

第十四條を次の通り改じ

第十四條 授業料は八月を除き毎月金六圓とす

授業料は毎月指定の日に納む可し

授業料は之を前納するも納なし

既納の授業料は授業を受けざるも之を返附せず

二月五日 文部省に

職員給与施設費償還改訂契約書

を提出す。

二月二十六日 突如帝都に叛亂軍の騷擾起り本校元校長にして本財團顧問高橋清氏叛亂軍の爲

め難去せらる。

復讐令を布かる。

二月二十八日 叛亂軍の爲め休校す。

三月十二日 本年度入學志願者受付締切りの處二、〇〇六名を算し創立以来のレコードなり。

三月二十六日 債権本願寺に於て故高橋清氏遺骸執行に付き教職員生徒会員参列し校長片山正

夫形詞を述ぶ。

三月三十日 文部省より作樂科施設補助金として一、二九四圓を交付せらる。

四月新學期より各學年ご作業科を設す

科目 木工、縫工、園藝、書工、金工、手工。

本年度に於て千二百名の生徒を養成し了し従て第四學年一學級増加に付き教員不足なるを以て圖書館の増上と臨時圖書室を設け置かす。

五月八日 地下鉄第三線を敷設す。

五月九日 第一團團の將本團團守備として被擧に付き學校代表として教員團田長次郎氏及生徒三名候補等に見送る。

五月二十七日 本年三月卒業生百五十九名は故高橋清氏の遺徳を慕ひ其功徳の製作を所算の額或者遺族長男氏に依頼し出来せしを以て學校に寄附せり、依て高橋清氏遺徳高橋清氏實氏及財團關係者本年卒業生健在に在籍生徒父兄を招待して除幕式を挙行し尙餘圖書を作り之れを配付せり。

### 校地校舎状況

大正十二年度に於ける漢陽町所在校舎の状況左の如し。

一、所在地 東京市神田區漢陽町二丁目三番地二號及四番地二號

二、學校校地

坪数 五九六・二〇坪 (宅地及庭園敷共)

價値 四一、九三三・〇〇〇圓

三、校舎

(A) 瓦葺本館三階校舎

坪数 二四三・二五〇坪

二階 二二九・二五〇坪

(B) 瓦葺本館校舎(築四〇年)(二階)及校舎(築四十)

坪数 三六・〇〇坪

二階 二六・〇〇坪

(C) 國府本館(東京府)	坪	八、〇〇〇
(D) 國府本館(東京府)	坪	二、〇〇〇
(E) 國府本館(小倉)	坪	六、七五〇
(F) 國府本館(東京府)	坪	六、五〇〇
(G) 國府本館(東京府)	坪	一七、〇〇〇
(H) 國府本館(東京府)	坪	一六、五〇〇
二階	坪	一六、五〇〇
合計		六六、六九〇・四三〇

一、圖書	二、二二六・〇〇五
一、器具類	七、二四〇・八一五
一、博物館本	四、二二三・五〇〇
合計	九、八九〇・三三〇
總計	七六、五八〇・七五〇

昭和十一年九月に於ける現行地檢會の状況左の如し

一、所在地 東京市荒川區日暮里町九丁目千圓檢會地

(元東京府北區日暮里町大字日暮里字北區千圓檢會地なりしが昭和七年十月一日東京市に編入せられ東京市荒川區日暮里町九丁目千圓檢會地となり更に昭和九年五月一日現在地檢會に變更せり)

一、學校敷地

坪	二、八二六・五八〇
畝	一、〇〇〇・〇〇〇

昭和十二年十二月東京府の千圓檢會地檢會工事の爲め三、〇〇五・三〇〇坪(面積三、一六八・三三三)を東京市に編入す

臨時評数 二、四八一・二八〇坪  
價 一七六、八三一・七七圓

(昭和八年四月校舎の採光通風等と調整し校地東北隅の丘を約百坪開拓し之を併用しての増築費と新築費)

二、校舎

●(A) 徳島コンクリート四階校舎 (大正十三年十一月竣工)

臨時評数 一三九、九三〇坪  
二階 二二〇、八〇五坪  
三階 二二〇、八〇五坪  
四階 二四〇、九五七坪

昭和九年十二月部室ノ坪数ニ  
附屬アリレン場ノ上段ノ地ヲ訂  
正ス (以下同之)

價 一七四、一六〇、五九圓 (附屬費共)

●(B) 徳島コンクリート三階校舎 (昭和七年一月増築竣工)

臨時評数 六七、五九七坪  
二階 六八、二九一坪  
三階 六四、一六六坪

價 二九、三三三、七二圓

●(C) 水産部養魚三階校舎 (昭和九年十月増築竣工)

臨時評数 一一〇、二五〇坪  
二階 一一〇、二五〇坪  
三階 一一〇、二五〇坪

此校舎の増築費は養魚部  
養魚部費の二階以下中二階  
以下分取トモ増下ノ土開トス

價 二二、〇二〇、二〇圓

昭和九年十一月前記A、B、Cを合算登記せり。

徳島コンクリート及水産部養魚三階校舎

臨時評数 三二八、七七七坪  
二階 二九〇、三三六坪  
三階 二八六、二二二坪  
四階 二四〇、九五七坪

附屬建物

●(4) 徳島コンクリート平校舎 (講堂、雨天体操場) (大正十三年十一月竣工)

臨時評数 一三四、九一九坪

價 格 二二、八〇九、九六圓

●(ロ) スレート葺本館二階建設費(前年度、費額) (昭和十年十月増築竣工)

建 費 四〇、五〇〇円

二 階 四〇、五〇〇円

價 格 四七、四〇〇圓

昭和九年十一月前記(イ)(ロ)を合算登記せり。

備前コンクリート及本館スレート葺二階建設費

建 費 一三、四〇九、一七円

二 階 四〇、五〇〇円

●(ハ) 備前コンクリート平家(備前建設費) (大正十三年十一月竣工)

建 費 一三、七二五円

價 格 は (イ) に加入しあり

●(ニ) 備前コンクリート平家(前年度) (大正十四年三月竣工)

建 費 二二〇、〇〇〇円 (昭和十一年六月増築建設費込み取費)

價 格 三、四二〇、〇八圓

價 格 二二、八〇九、九六圓

●(イ) スレート葺本館二階建設費(前年度、費額) (昭和十年十月増築竣工)

建 費 四〇、五〇〇円

二 階 四〇、五〇〇円

價 格 四七、四〇〇圓

昭和九年十一月前記(イ)(ロ)を合算登記せり。

備前コンクリート及本館スレート葺二階建設費

建 費 一三、四〇九、一七円

二 階 四〇、五〇〇円

●(ハ) 備前コンクリート平家(備前建設費) (大正十三年十一月竣工)

建 費 一三、七二五円

價 格 は (イ) に加入しあり

●(ニ) 備前コンクリート平家(前年度) (大正十四年三月竣工)

建 費 二二〇、〇〇〇円 (昭和十一年六月増築建設費込み取費)

價 格 三、四二〇、〇八圓

●(イ) 備前コンクリート平家(前年度) (大正十三年十一月竣工)

建 費 一八、六九四円 (昭和十年九月増築取費用一三九、〇〇〇圓)

價 格 五、七八四、二二圓

(ロ) 地下敷

建 費 九、八八四円

校舎に附屬しあり

●(イ) 備前本館平家(前年度) (大正十二年十一月決断町校舎の一部移轉)

建 費 二八、〇〇〇円

價 格 一、九六〇、〇〇圓

●(イ) スレート葺本館二階建設費(前年度、費額) (昭和十年六月竣工)

建 費 四二、〇〇〇円

二 階 四二、〇〇〇円

價 格 五、三三三、九〇圓

●(イ) 備前本館平家(前年度) (昭和十一年四月竣工)

建 費 五、七〇〇円

圖書 117,460冊

(1) 圖書部 圖書(大正十三年十二月末日)

圖書 6,000冊

圖書 111,000冊

(2) 圖書部 圖書( )

圖書 5,500冊 (本館に属する圖書は、昭和十一年四月一日迄のもの)

圖書 5,000冊

(3) 圖書部 圖書(圖書部一校舎)(昭和十二年三月末日)

圖書 10,960冊

圖書 111,000冊

(4) 圖書部 圖書(圖書部) (昭和十二年十二月末日)

圖書 11,610冊

圖書 11,000冊

(5) 圖書部 圖書(キートン) (昭和八年八月末日)

圖書 1,050冊 (昭和十二年六月末日迄のもの)

圖書

圖書 借入會より寄附

(以上の合計) 合計 二四六、九七七〇冊

一、圖書 三、四九一、二八冊

一、器具類 二五、六〇八、九三冊

一、博物標本 二、七七九、一五冊

合計 三二、八七九、三六冊

總計 四五五、六八八、一八冊

外に校舎北側庭園用庭園(九四、六五冊)及校舎南側代(一九五、〇〇冊)あり

他に校舎會所用圖書左の如し

(1) 児童部 圖書(圖書部) (昭和四年一月末日)

圖書 三六、五〇冊

圖書 三三、〇〇冊 (昭和十二年三月末日迄のもの) (圖書部三層階・110冊)

圖書 三三、〇〇冊

圖書 一〇、〇三三、七五冊

(11) 圖書部 圖書(圖書部) (昭和八年十二月末日)

圖書 一三、〇四一、一〇冊

新 額 三〇五〇〇坪 (昭和九年七月竣工)

假 借 四九三〇六五坪

(三) 西條五木池平家 (水法継承會) (昭和十年七月竣工)

假 借 一〇八〇五〇七坪

假 借 二、五〇〇〇〇〇坪

昭和九年七月竣工前側に二ヶ所水道を有せり (費用 一三八、〇〇〇圓) 七六、二〇〇圓

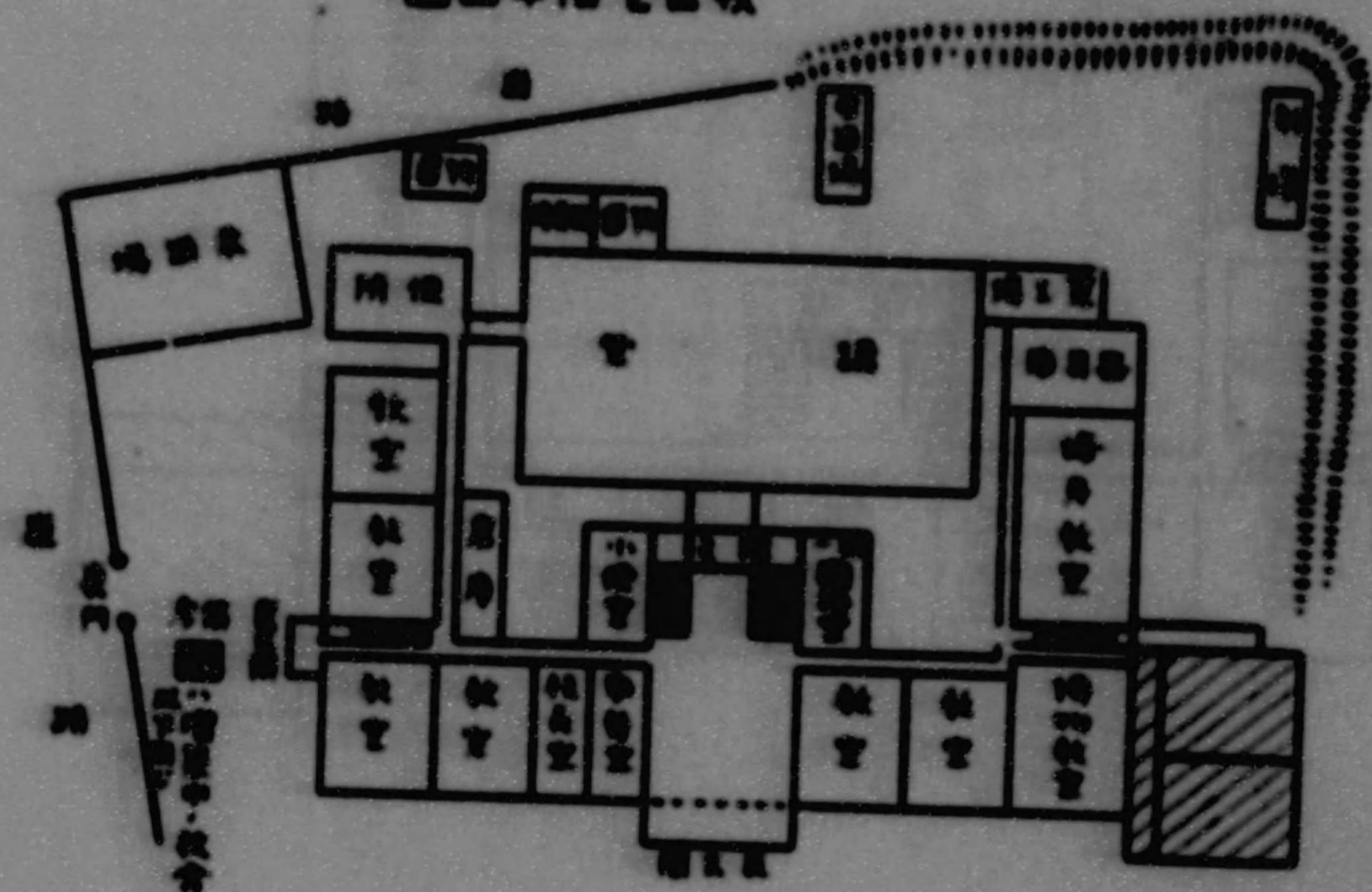
昭和十年八月假借人會より水道を有せし寄附せり。

### 法人役員氏名 (昭和十一年三月)

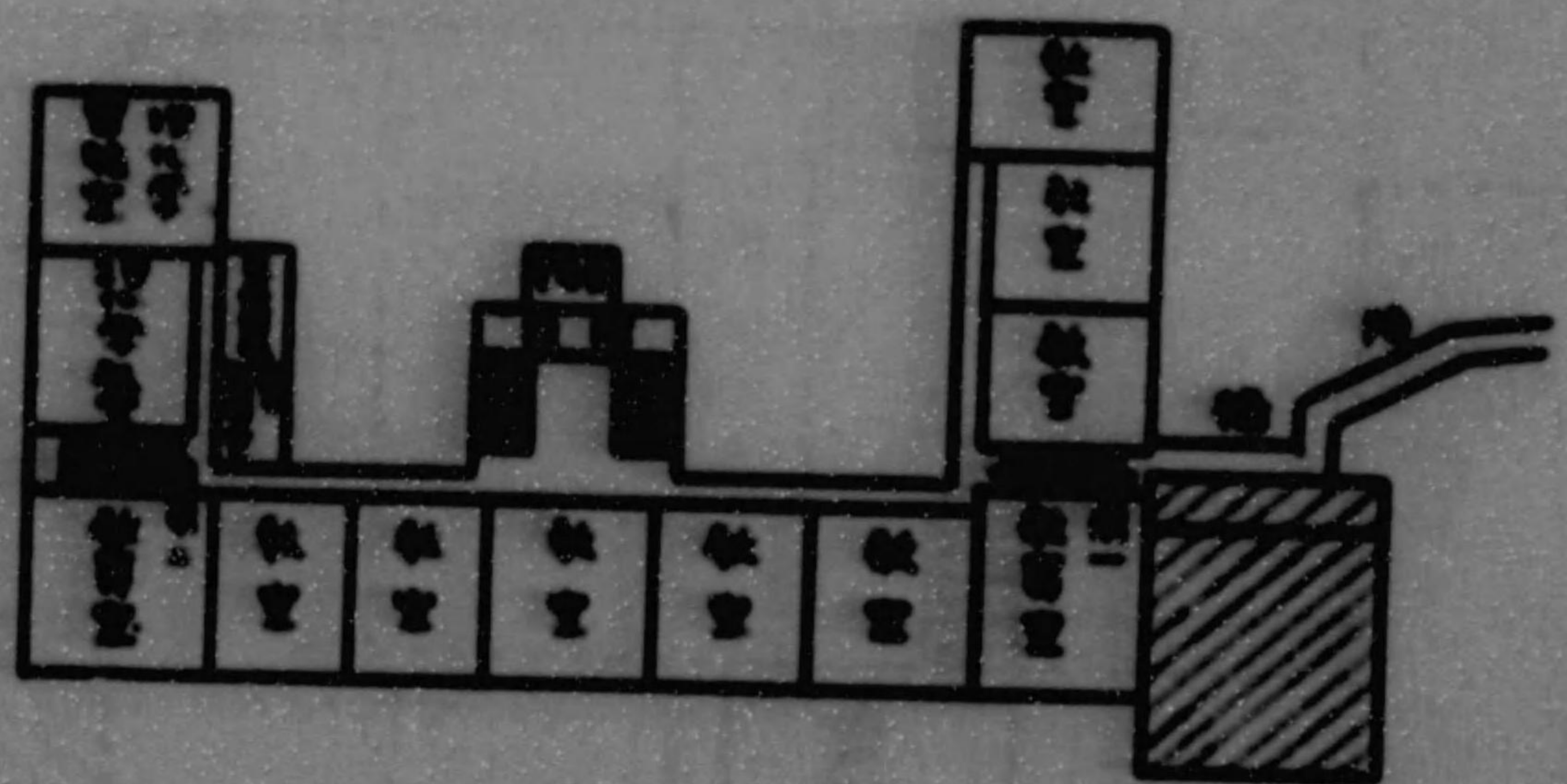
理事長	岡野 林	理事	三 太田 澄三郎	理事	渡野 健一郎	理事	服部 宇之吉
理事	花岡 敏夫	理事	堀山 南郎兵衛	理事	藤 屋 健太	理事	片山 正夫
理事	水下山 次郎	理事	杉 崎 健一	理事	小野 岡 郎	理事	白石 允治郎
理事	菅原 大太郎	理事	藤 崎 信三	理事	水野 健太郎	理事	横 塚 清三郎
理事	伊 藤 眞	理事	藤 口 吉兵衛	理事	吉川 幸秀	理事	渡 邊 千 幸
理事	中 岡 高 藏	理事	藤 井 四郎	理事	若 宮 貞 夫	理事	國 本 英 作
理事	小 藤 謙 助 郎	理事	水 井 孝 平	理事	船 本 康 治 郎	理事	國 本 英 作
理事	五十嵐 三三	理事	石 井 健 吾	理事	加 藤 泰 平	理事	山 本 次 郎
理事	佐々木 謙一郎	理事	高 橋 是 賢	理事	内 田 祥 三	理事	
理事	小 塚 直	理事	矢 吹 有 三	理事	白 杉 次 郎 太 郎	理事	
理事	東 弘 順 太 郎						



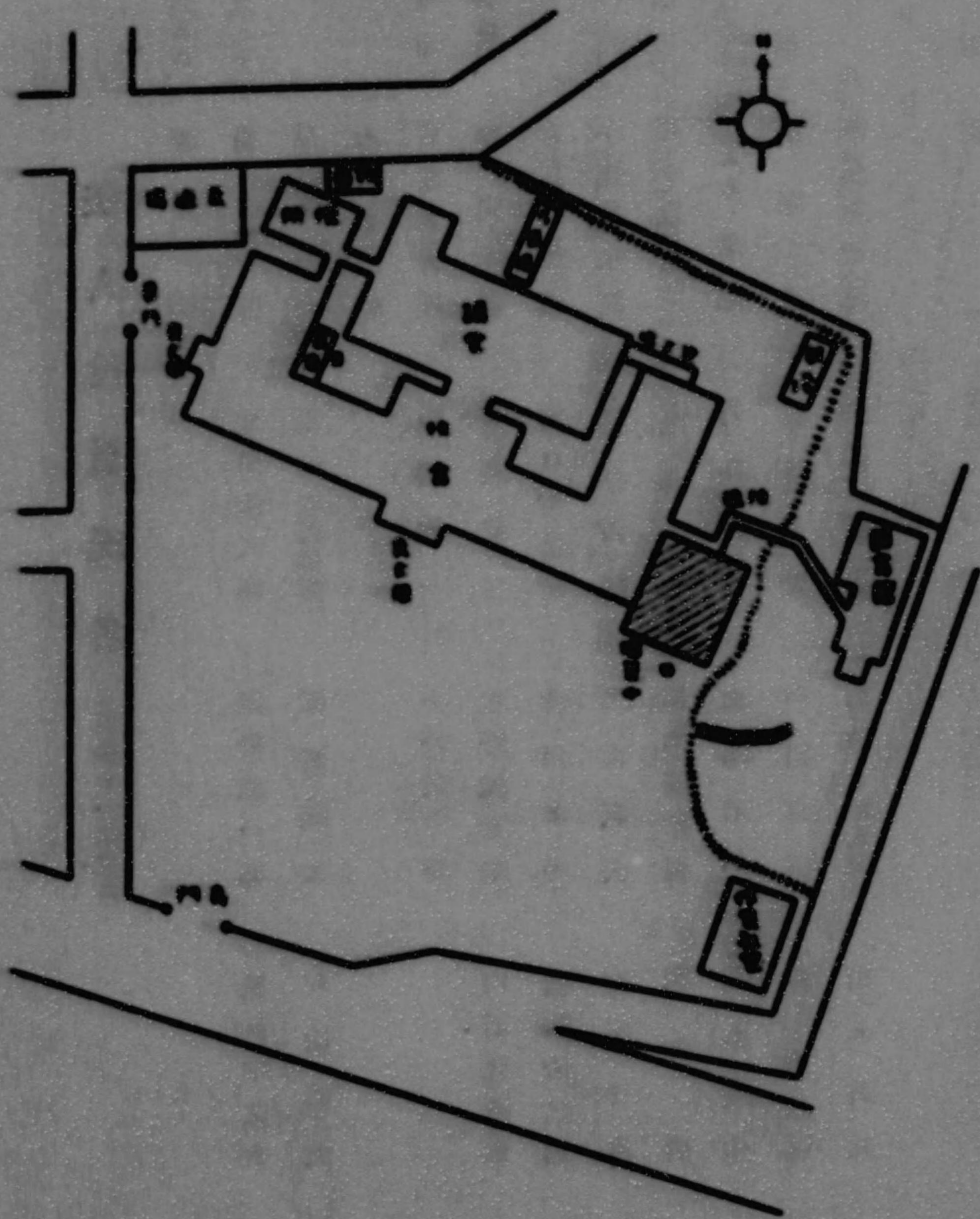
圖圖早階老宮校



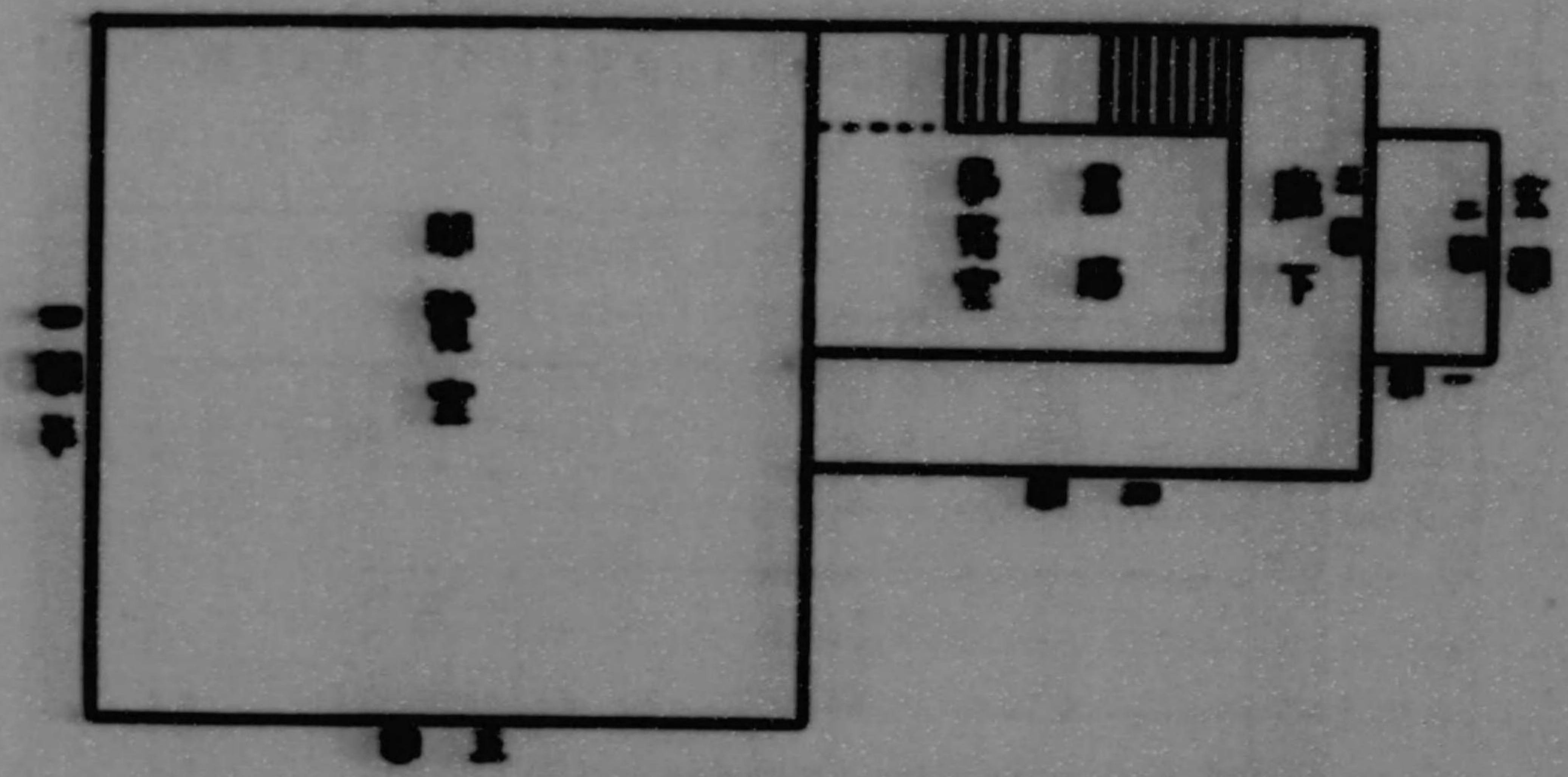
圖圖早階新宮校



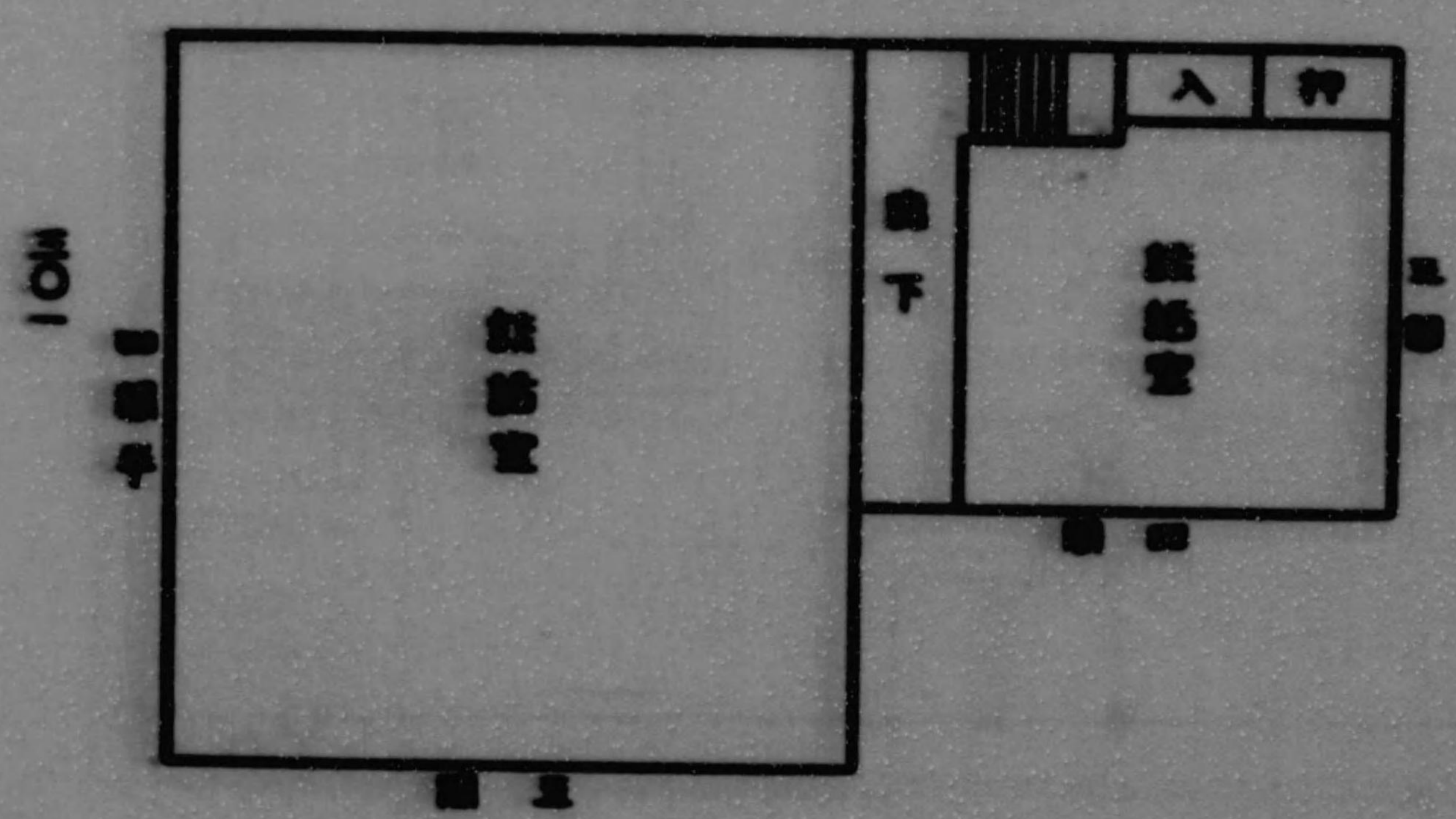
圖圖一宮校



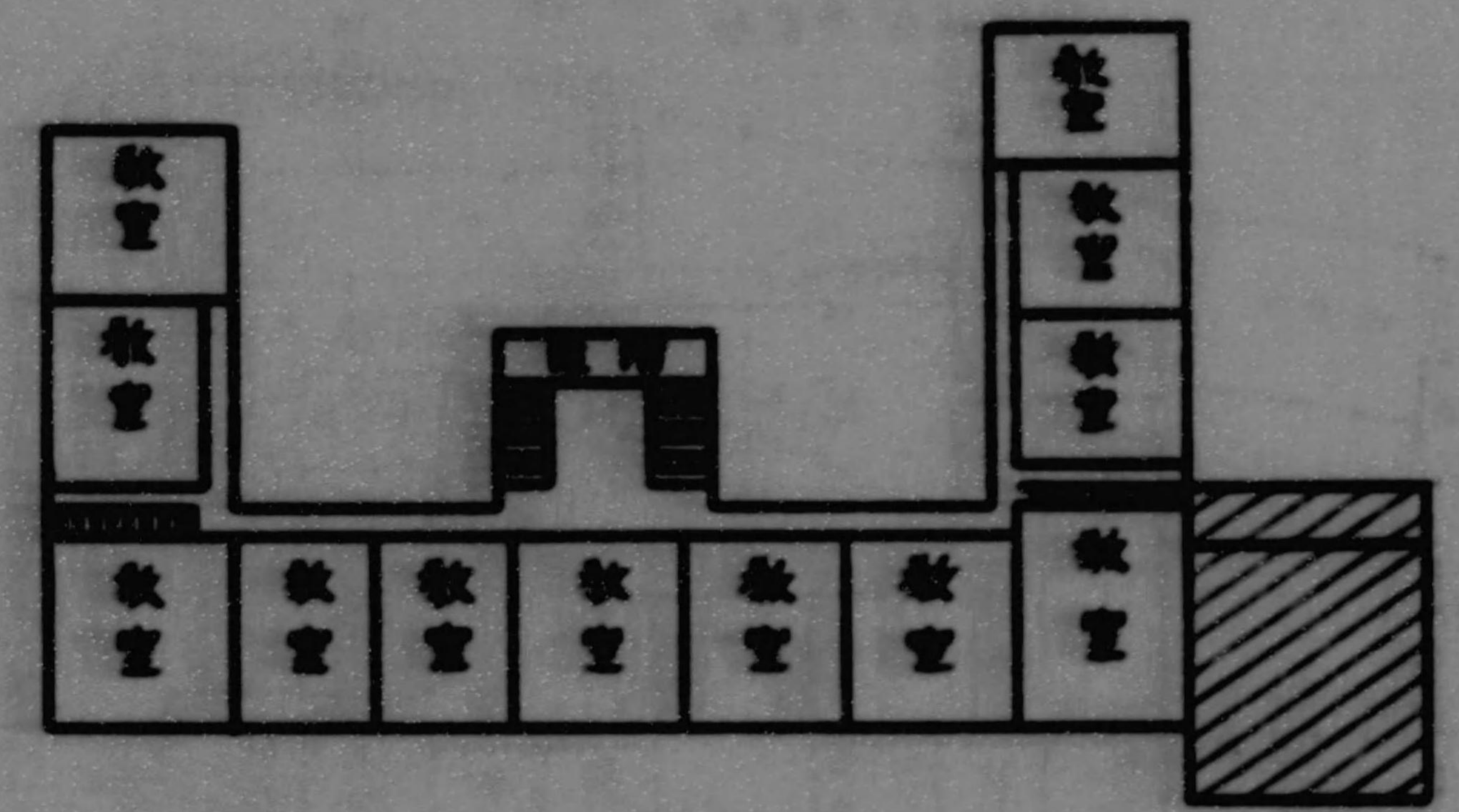
圖面平下階館圖



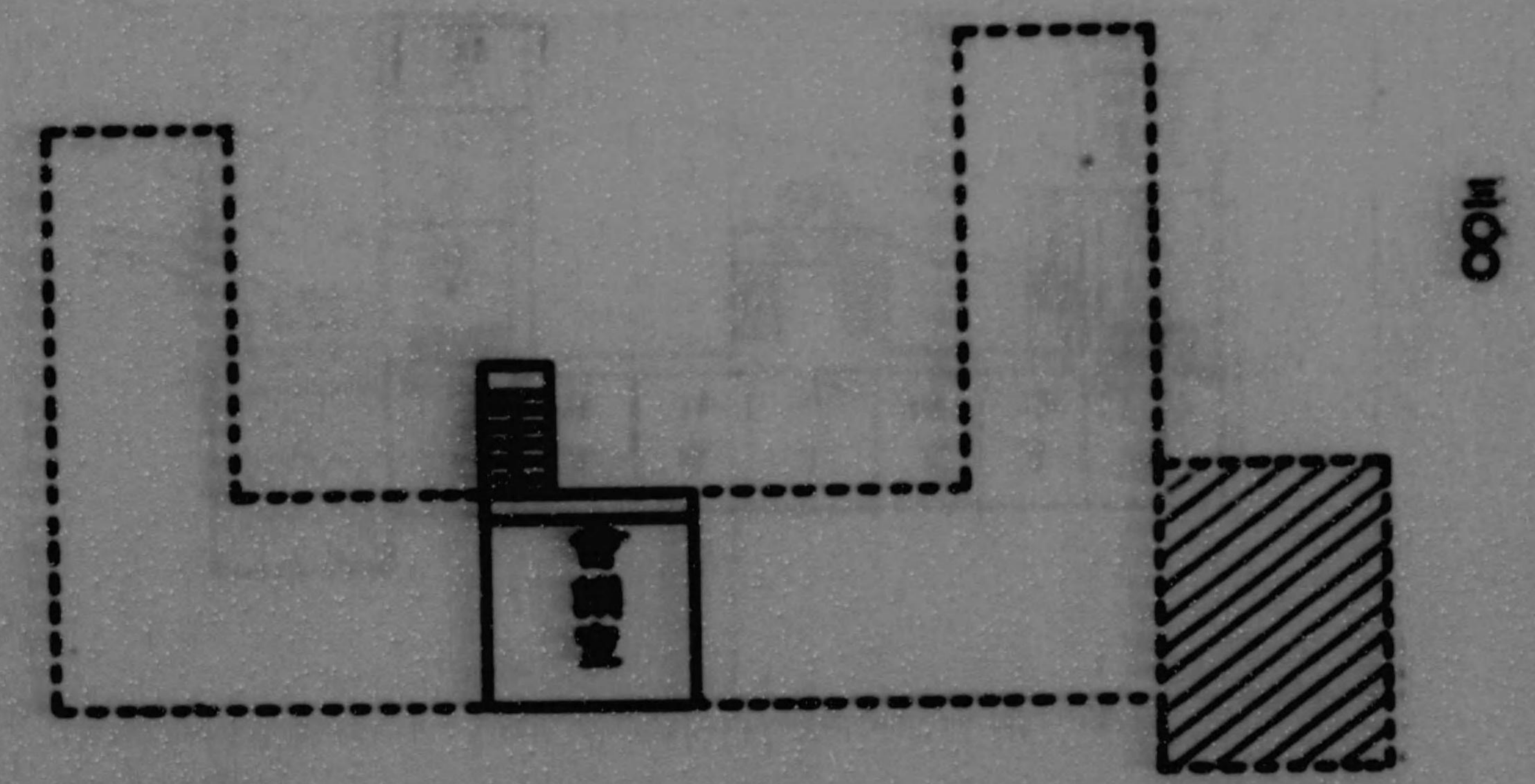
圖面平上階圖



圖面平階堂宮校



圖面平階四會校

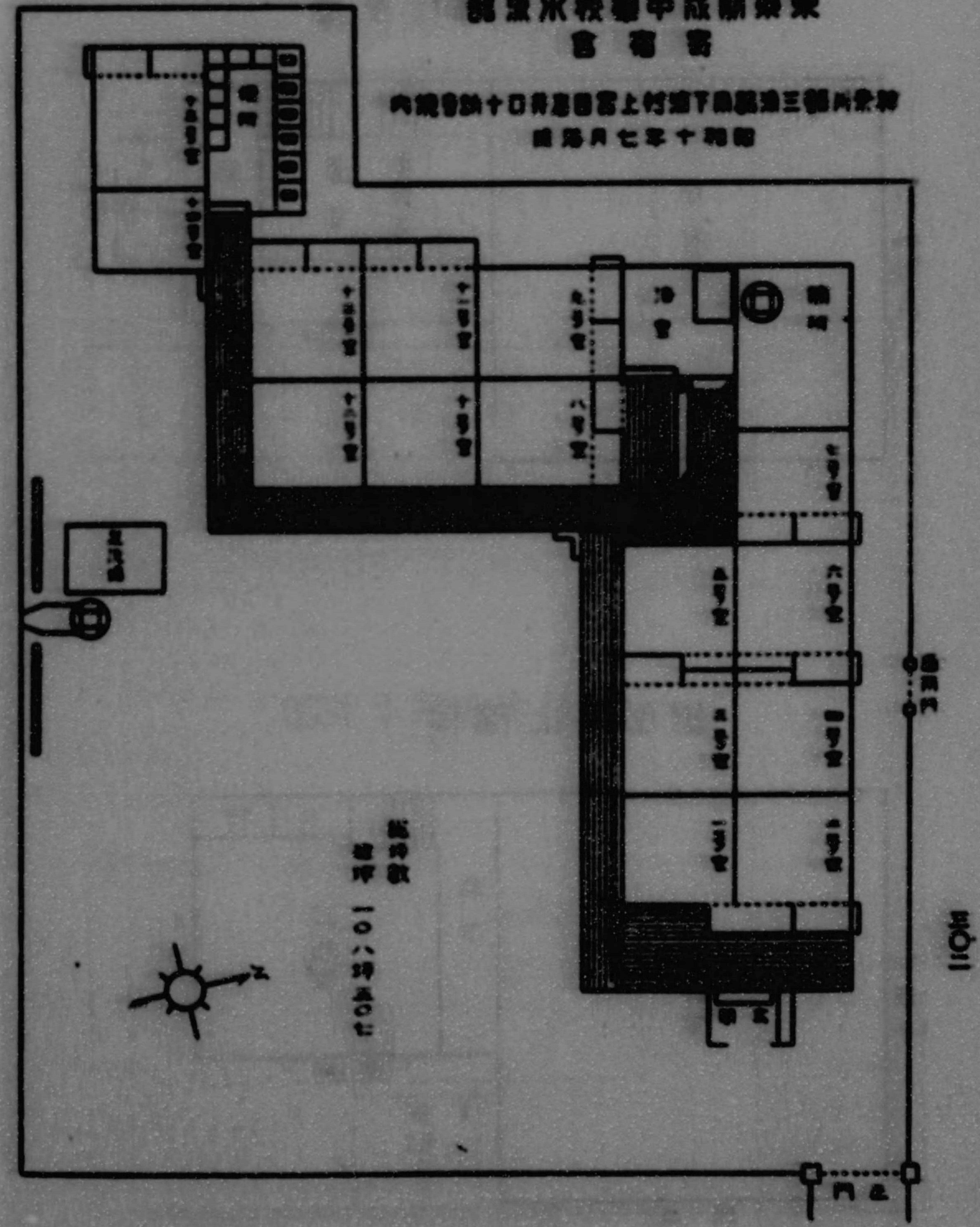


大正元年以降歳入歳出調表

區分 年度	歳入總額	歳出總額	歳出内訳			
			役員給	職員給	寄附給	其ノ他
大正元年度	20,070,300	20,000,015	1,000,000	11,000,000	600,000	9,400,015
二年度	21,070,000	20,164,000	1,000,000	12,100,000	600,000	10,464,000
三年度	24,000,000	22,000,000	1,000,000	14,011,000	600,000	9,389,000
四年度	27,070,000	27,000,000	1,000,000	15,011,015	600,000	9,389,015
五年度	29,420,000	27,000,000	1,000,000	16,000,000	600,000	9,400,000
六年度	29,070,000	29,000,000	1,000,000	16,000,000	600,000	10,400,000
七年度	29,000,000	29,000,000	1,400,000	16,000,000	1,077,000	11,523,000
八年度	40,000,000	41,400,000	1,500,000	24,704,000	1,300,000	13,896,000
九年度	50,100,000	47,000,000	2,100,000	20,000,000	2,400,000	22,500,000
十年度	57,000,000	52,100,000	2,410,000	24,000,000	2,000,000	23,690,000
十一年度	64,000,000	61,517,000		26,000,000	2,000,000	33,517,000
十二年度	69,000,000	69,000,000		26,000,000	2,000,000	41,000,000
十三年度	64,000,000	60,000,000		26,000,000	2,000,000	36,000,000
十四年度	67,440,000	62,000,000		26,000,000	2,447,000	39,000,000
十五年度	71,000,000	68,000,000		26,000,000	2,445,000	41,555,000
昭和二年度	72,000,000	69,700,000		26,000,000	2,400,000	41,300,000
三年度	69,000,000	67,000,000		26,000,000	2,000,000	39,000,000
四年度	69,000,000	69,000,000		26,000,000	2,100,000	41,000,000
五年度	73,000,000	70,000,000		26,000,000	2,100,000	44,900,000
六年度	72,000,000	70,000,000		26,000,000	2,000,000	44,000,000
七年度	74,000,000	74,000,000	一月=0 役員給	26,000,000	2,000,000	46,000,000
八年度	81,000,000	78,000,000		26,000,000	2,100,000	50,000,000
九年度	86,000,000	81,000,000		26,000,000	2,000,000	53,000,000
十年度	90,000,000	80,000,000		26,000,000	2,000,000	52,000,000
十一年度						
十二年度						
十三年度						
十四年度						
十五年度						

東關成中學校水鏡部  
會 務 書

内規會議十口并是部官上付下是部議三額内是部  
成 務 月 七 年 十 月 四







五 期 年	四 期 年	三 期 年	二 期 年	十 大 五 年	十 大 四 年	十 大 三 年	十 大 二 年	十 大 一 年	十 大 年	九 大 年
31	31	31	31	31	31	34	32	32	32	32
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	900	900	900	900	900
300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
1,311	1,302	1,307	1,307	1,341	923	1,063	1,140	1,530	1,730	1,861
227	215	204	210	221	122	204	204	190	100	105
										本 科
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
216	212	204	211	210	200	190	143	200	203	176
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
215	213	207	209	204	203	196	103	101	100	165
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3
103	100	210	197	193	190	143	144	106	105	155
4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3
123	200	191	197	197	150	173	156	177	140	157
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	(1) 3
106	100	104	103	124	137	125	136	111	113	(2) 124
19	19	19	19	19	16	14	14	14	14	16
205	204	207	206	206	200	244	222	205	231	207
22	20	26	25	23	24	101	100	61	65	22
102	102	150	150	110	125	121	122	110	107	124
63	92	105	93	101	90	107	76	79	50	41
26	27	21	20	26	24	17	17	19	23	27

八 大 正 年	七 大 正 年	六 大 正 年	五 大 正 年	四 大 正 年	三 大 正 年	二 大 正 年	四 十 五 年	四 十 四 年	四 十 三 年	四 十 二 年
31	30	30	30	30	30	24	25	25	20	23
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
200	200	200	200	200	200	700	200	200	200	200
200	200	200	200	200	200	200	150	150	150	150
1,007	1,201	1,000	1,145	1,022	615	603				
105	150	105	104	109	126	107				
4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3
179	164	100	105	100	105	106	142	145	145	140
4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3
122	176	170	104	107	103	140	140	124	121	122
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
107	173	103	105	171	147	144	129	119	117	114
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
171	146	100	145	120	140	103	93	94	100	91
(1) 3	(2) 3	3	3	3	3	(1) 3	3	3	3	3
(1) 110	(2) 125	110	115	107	93	(1) 81	85	93	90	92
16	16	16	16	16	16	14	13	13	13	13
707	705	607	707	705	740	274	200	200	204	272
	64	72	74	102	77	60				
110	120	110	110	101	60	75	79	80	63	63
	43	43	32	30	34	23			20	14
	55	27	26	23	13	12			13	7

十 六 年	十 五 年	十 四 年	十 三 年	十 二 年	十 一 年	十 年	九 年	八 年	七 年	六 年
					41	40	30	25	25	21
					3	3	3	3	3	3
					1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,000
					200	200	200	200	200	200
					2,006	1,947	1,784	1,607	1,204	1,210
					277	273	202	277	200	210
										電信局 第二
					5	5	5	5	5	4
					203	271	279	274	201	200
					5	5	5	5	4	4
					279	202	275	202	211	212
					5	5	5	4	4	4
					207	276	245	172	210	202
					5	5	4	4	4	4
					200	220	104	100	100	100
					4	3	3	3	3	3
					214	100	100	141	120	100
					24	23	22	21	20	19
					1,201	1,227	1,171	1,072	1,040	970
						65	66	100	92	120
						100	107	100	120	107
						00	102	00	02	100
						06	24	00	27	21

修學旅行實施表

出發月日	區分	發着場	着	所	東京日	人員	備
明治二八、一一、			鎌倉	鎌倉—金澤(福州)			一輪旅行
同二九、一一、			光				一輪旅行
同三〇、一〇、二四		本所	鎌倉		同 一五		一輪
同三一、							
同三三、一〇、	甲(二三三三) 乙(二三三三)	上野	鎌倉—大宮—飯沼		同 一五		
同三三、一〇、	甲(二三三三) 乙(二三三三)	上野	此州		同 一四		
同三三、一〇、	甲(二三三三) 乙(二三三三)	上野	日光—日光山—湯元—中野		同 一三		
同三三、一一、	甲 乙	上野	日光—中野		同 一四		
同三三、一一、	甲 乙	上野	下仁田—大宮—大宮		同 一三		
同三三、一一、	甲 乙	上野	鎌倉—大宮		同 一三		

明倫三六、一〇	一五	甲(三年以上)	上野郡	明倫三六、一〇	一八	同	明倫三六、一〇	一八
一六	乙(二年以上)	同	高崎郡	明倫三六、一〇	一八	同	明倫三六、一〇	一八
一四	甲(三年以上)	飯沼町	高崎郡	明倫三六、一〇	一八	同	明倫三六、一〇	一八
一五	乙(二年以上)	同	小田原郡	明倫三六、一〇	一八	同	明倫三六、一〇	一八
同 三八、一〇、二二	一五	甲(三年以上)	上野郡	同 三八、一〇、二二	一七	同	同 三八、一〇、二二	一七
一六	乙(二年以上)	同	日光、湯元	同 三八、一〇、二二	一七	同	同 三八、一〇、二二	一七
同 三九、一〇、二二	一五	甲(三年以上)	飯沼町	同 三九、一〇、二二	一五	同	同 三九、一〇、二二	一五
一六	乙(二年以上)	同	甲府、御坂、飯沼	同 三九、一〇、二二	一五	同	同 三九、一〇、二二	一五
同 四〇、一〇、二二	一五	甲	上野郡	同 四〇、一〇、二二	一四	同	同 四〇、一〇、二二	一四
一六	乙	同	赤城、湯元	同 四〇、一〇、二二	一四	同	同 四〇、一〇、二二	一四
同 四一	一五	甲	赤城、湯元	同 四一	一四	同	同 四一	一四
同 四二、一〇、二五	一五	乙	赤城、湯元	同 四二、一〇、二五	一四	同	同 四二、一〇、二五	一四
同 四三、一〇、二八	一八	甲	上野郡	同 四三、一〇、二八	一〇	同	同 四三、一〇、二八	一〇
		乙	日光、湯元、今市、鹽原	同 四三、一〇、二八	一〇	同	同 四三、一〇、二八	一〇

明倫四四、一〇	一〇	甲	赤城、湯元、今市、鹽原	明倫四四、一〇	一〇	同	明倫四四、一〇	一〇
同 四五、一一	一一	甲(三年以上)	赤城、湯元、今市、鹽原	同 四五、一一	一一	同	同 四五、一一	一一
一五	乙(二年以上)	同	赤城、湯元、今市、鹽原	同 四五、一一	一一	同	同 四五、一一	一一
大正 二二、一〇、二二	二二	甲	赤城、湯元、今市、鹽原	大正 二二、一〇、二二	二二	同	大正 二二、一〇、二二	二二
一五	乙	同	赤城、湯元、今市、鹽原	大正 二二、一〇、二二	二二	同	大正 二二、一〇、二二	二二
同 三三、一〇、二〇	二〇	甲	赤城、湯元、今市、鹽原	同 三三、一〇、二〇	二〇	同	同 三三、一〇、二〇	二〇
一五	乙	同	赤城、湯元、今市、鹽原	同 三三、一〇、二〇	二〇	同	同 三三、一〇、二〇	二〇
同 三四、一〇、二七	二七	甲	赤城、湯元、今市、鹽原	同 三四、一〇、二七	二〇	同	同 三四、一〇、二七	二〇
一五	乙	同	赤城、湯元、今市、鹽原	同 三四、一〇、二七	二〇	同	同 三四、一〇、二七	二〇
同 三六、一〇、二五	二五	甲	赤城、湯元、今市、鹽原	同 三六、一〇、二五	二六	同	同 三六、一〇、二五	二六
一六	乙	同	赤城、湯元、今市、鹽原	同 三六、一〇、二五	二六	同	同 三六、一〇、二五	二六
同 三七、一〇、二二	二二	甲	赤城、湯元、今市、鹽原	同 三七、一〇、二二	二六	同	同 三七、一〇、二二	二六
一五	乙	同	赤城、湯元、今市、鹽原	同 三七、一〇、二二	二六	同	同 三七、一〇、二二	二六





東京國成中學校教職員及學生徒數表 (公立學校—東京國成中學校) (昭和)

職名	昭和十九年	昭和二十年二月	七月	昭和二十一年二月
校長	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠
教頭	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠
主任教員	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠
教員	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠
事務員	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠
生徒	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠

職名	昭和十九年	昭和二十年二月	七月	昭和二十一年二月
校長	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠
教頭	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠
主任教員	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠
教員	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠
事務員	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠
生徒	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠	高橋 忠

W D ヲツクス	一	七	八	二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	計	一、二八〇
W D ヲツクス	一	七	八	二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	計	一、二八〇
W D ヲツクス	一	七	八	二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	計	一、二八〇
W D ヲツクス	一	七	八	二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	計	一、二八〇
W D ヲツクス	一	七	八	二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	計	一、二八〇

W D ヲツクス	一	七	八	二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	計	一、二八〇
W D ヲツクス	一	七	八	二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	計	一、二八〇
W D ヲツクス	一	七	八	二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	計	一、二八〇
W D ヲツクス	一	七	八	二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	計	一、二八〇
W D ヲツクス	一	七	八	二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	計	一、二八〇



高木 水戸 向國 伊 城島村 廣山 口 任 次郎 之 守 守 部會 部會 部會 守	職員 一 二 三 四 五 年 年 年 年 年	明治三十三年	中 國 總 務 局 內 務 部 支 那 課
一 二 三 四 五 一 一 一 一 一 一 〇 九 八 七 二 一 二 一 一	職員 一 二 三 四 五 年 年 年 年 年	明治三十四年	
向國 水 北 小 島 部 山口村 水 島 任 次郎 之 守 守 部會 部會 部會 守	職員 一 二 三 四 五 年 年 年 年 年	明治三十五年	大 陸 總 務 局 內 務 部 支 那 課
一 二 三 四 五 一 一 一 一 一 一 〇 九 八 七 二 一 二 一 一	職員 一 二 三 四 五 年 年 年 年 年	明治三十六年	
高木 水戸 向國 伊 城島村 廣山 口 任 次郎 之 守 守 部會 部會 部會 守	職員 一 二 三 四 五 年 年 年 年 年	明治三十七年	

三三三

中 國 總 務 局 內 務 部 支 那 課	職員 一 二 三 四 五 年 年 年 年 年	明治三十年	大 陸 總 務 局 內 務 部 支 那 課
大 陸 總 務 局 內 務 部 支 那 課	職員 一 二 三 四 五 年 年 年 年 年	明治三十一年	大 陸 總 務 局 內 務 部 支 那 課
大 陸 總 務 局 內 務 部 支 那 課	職員 一 二 三 四 五 年 年 年 年 年	明治三十二年三月	大 陸 總 務 局 內 務 部 支 那 課
大 陸 總 務 局 內 務 部 支 那 課	職員 一 二 三 四 五 年 年 年 年 年	明治三十三年	大 陸 總 務 局 內 務 部 支 那 課

三三三

官小		收 入 員	明 治 年	二 三 四 五 六 七 八 九 十 一 二				
川 後 三 男 郎				年	年	年	年	年
二		年	十	計	五	四	五	二
一				六〇〇	九三	一三九	九四	一三三
三		年	十	計	五	四	三	二
二				五六二	九六	九三	一一九	一二四
上		年	十	計	五	四	三	二
三				五六二	九六	九三	一一九	一二四
由		年	十	計	五	四	三	二
時				五六二	九六	九三	一一九	一二四
江		年	十	計	五	四	三	二
三				五六二	九六	九三	一一九	一二四
江		年	十	計	五	四	三	二
三				五六二	九六	九三	一一九	一二四
江		年	十	計	五	四	三	二
三				五六二	九六	九三	一一九	一二四
江		年	十	計	五	四	三	二
三				五六二	九六	九三	一一九	一二四

三三三

官小		收 入 員	明 治 年	二 三 四 五 六 七 八 九 十 一 二				
川 後 三 男 郎				年	年	年	年	年
二		年	十	計	五	四	五	二
一				六〇〇	九三	一三九	九四	一三三
三		年	十	計	五	四	三	二
二				五六二	九六	九三	一一九	一二四
上		年	十	計	五	四	三	二
三				五六二	九六	九三	一一九	一二四
由		年	十	計	五	四	三	二
時				五六二	九六	九三	一一九	一二四
江		年	十	計	五	四	三	二
三				五六二	九六	九三	一一九	一二四
江		年	十	計	五	四	三	二
三				五六二	九六	九三	一一九	一二四
江		年	十	計	五	四	三	二
三				五六二	九六	九三	一一九	一二四
江		年	十	計	五	四	三	二
三				五六二	九六	九三	一一九	一二四

三三三



新中橋國造宮 高由若					收 職 員	大 正 十 三 年	早 午 開 門 土 砂 取 出 中 國 水 取 出 三 九 林 道 取
山 井 三 平 三 三 三	國 造 宮	高 由 若	村 領 月 野 水 七 野	一 年			
計	五 年	四 年	三 年	二 年	一 年	八 四 六	
	一 二 五	一 七 二	一 六 三	一 九 六	一 九 〇		
德金名岡高 岡國全岡造國宮					收 職 員	大 正 十 四 年	中 江 神 道 取 出 三 九 林 道 取
弁 子 三 三 三	岡 國 全 岡 造 國 宮	高 由 若	村 領 月 野 水 七 野	一 年			
計	五 年	四 年	三 年	二 年	一 年	八 七 八	
	一 三 七	一 五 〇	一 九 八	一 九 三	二 〇 〇		
藤内石高 伊岡造中波名安					收 職 員	大 正 十 五 年	香 川 教 大 部
波 山 岡 國 造 宮	伊 岡 造 中 波 名 安	高 由 若	村 領 月 野 水 七 野	一 年			
計	五 年	四 年	三 年	二 年	一 年	九 二 五	
	一 二 四	一 九 七	一 九 二	一 九 九	二 一 八		
神全長江長江島由國大島石高岡宮高太石					收 職 員	大 正 十 二 年	佐 藤 教 大 部
神 全 長 江 長 江 島 由 國 大 島 石 高 岡 宮 高 太 石	島 由 國 大 島 石 高 岡 宮 高 太 石	高 由 若	村 領 月 野 水 七 野	一 年			
計	五 年	四 年	三 年	二 年	一 年	九 七 六	
	一 六 三	一 九 七	一 九 七	二 〇 八	二 一 一		

三二九

土長岡島國早					收 職 員	大 正 九 年	伊 岡 造 中 波 名 安 取 出 三 九 林 道 取
土 長 岡 島 國 早	島 由 國 大 島 石 高 岡 宮 高 太 石	高 由 若	村 領 月 野 水 七 野	一 年			
計	五 年	四 年	三 年	二 年	一 年	七 八 七	
	一 五 四	一 五 七	一 五 五	一 六 五	一 七 六		
山岡 江波島國早					收 職 員	大 正 十 年	伊 岡 造 中 波 名 安 取 出 三 九 林 道 取
山 岡	江 波 島 國 早	高 由 若	村 領 月 野 水 七 野	一 年			
計	五 年	四 年	三 年	二 年	一 年	八 三 二	
	一 一 四	一 四 〇	一 八 六	一 八 九	二 〇 二		
藤内石高 中千下					收 職 員	大 正 十 一 年	伊 岡 造 中 波 名 安 取 出 三 九 林 道 取
藤 内 石 高	中 千 下	高 由 若	村 領 月 野 水 七 野	一 年			
計	五 年	四 年	三 年	二 年	一 年	八 七 四	
	一 一 〇	一 七 七	一 九 六	一 九 二	二 〇 〇		
德金名岡高 千下島國早					收 職 員	大 正 十 二 年	伊 岡 造 中 波 名 安 取 出 三 九 林 道 取
德 金 名 岡 高	千 下 島 國 早	高 由 若	村 領 月 野 水 七 野	一 年			
計	五 年	四 年	三 年	二 年	一 年	八 三 二	
	一 三 六	一 五 六	一 八 四	一 六 三	一 八 五		

三二八



川内川内川内川内 川内川内川内川内 川内川内川内川内 川内川内川内川内						教職員	昭和	川内川内川内川内 川内川内川内川内 川内川内川内川内 川内川内川内川内					
計	五年	四年	三年	二年	一年			五年	四年	三年	二年	一年	
計	一〇四九	一五九	一八八	二二〇	二二二	二八二	昭和七年	計	九七七				
小高川内川内川内川内 川内川内川内川内 川内川内川内川内 川内川内川内川内						教職員	昭和	小高川内川内川内川内 川内川内川内川内 川内川内川内川内 川内川内川内川内					
計	五年	四年	三年	二年	一年			五年	四年	三年	二年	一年	
計	一〇七九	一六二	一八九	一九二	二六三	二七四	昭和八年	計	九八四				
川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内						教職員	昭和	川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内					
計	五年	四年	三年	二年	一年			五年	四年	三年	二年	一年	
計	一、一五六	一六九	一八八	二四九	二七五	二七九	昭和九年	計	九九五				
川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内						教職員	昭和	川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内					
計	五年	四年	三年	二年	一年			五年	四年	三年	二年	一年	
計	一、二三七	一六九	二三九	二七六	二八二	二七一	昭和十年	計	九七〇				

川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内						教職員	昭和	川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内					
計	五年	四年	三年	二年	一年			五年	四年	三年	二年	一年	
計	一六四	一九二	二一〇	二〇六	二〇〇	二〇〇	昭和三年						
川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内						教職員	昭和	川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内					
計	五年	四年	三年	二年	一年			五年	四年	三年	二年	一年	
計	一六九	二〇〇	一九〇	二二三	二二二	二二二	昭和四年						
川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内						教職員	昭和	川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内					
計	五年	四年	三年	二年	一年			五年	四年	三年	二年	一年	
計	一六六	一九三	二〇五	二二五	二二六	二二六	昭和五年						
川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内						教職員	昭和	川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内 川内川内川内川内川内					
計	五年	四年	三年	二年	一年			五年	四年	三年	二年	一年	
計	一四九	一八六	二〇二	二二三	二二〇	二二〇	昭和六年						

年度	職員数					計
	校長	教頭	主任	教員	事務員	
昭和十一年	1	1	1	27	2	32
昭和十二年	1	1	1	27	2	32
昭和十三年	1	1	1	27	2	32
昭和十四年	1	1	1	27	2	32
計	4	4	4	108	8	128

### 現時實施の諸條規

#### 財団法人東京開成中學校寄附行爲

(昭和七年一月十九日改正認可)

##### 一、目的

第一條 財団法人の目的は東京開成中學校を維持し其の教育事業をなすにあり  
 第二條 東京開成中學校に關する規則は別に之を定む

##### 二、名 稱

第三條 本財団法人の名稱を財団法人東京開成中學校とす

##### 三、事 務 所

第四條 本財団法人の事務所を東京豊川區日暮里町九丁目千圓會場地に置く

##### 四、資 産

第五條 附屬三、石田半一郎、太田三郎は其共有に係る東京開成中學校の動産及不動産(別表記載)全部を寄附し之を財団法人の資産とす

第六條 本財団法人の運営は其資産より生ずる收入管理員の寄附金、生徒の入學料授業料及び其他の總收入を

以下之を定む

第七條 本財団法人の事務年度は毎年四月一日に始り翌年三月三十一日までを

第八條 本財団法人の事務年度に關する事項は別に之を定む

五、役員

第九條 本財団法人に之の役員を置く

一、理事 十名 一、監事 三名 一、評議員 三十名

理事中より理事長一名を推し本財団法人を代表し及び其の事務を統轄せしむ

理事長中若し其は理事會に於て之を推任す

理事長の職務は本財団法人の事務に關する事務を全權す

理事の職務は本財団法人の事務に關する

評議員は法人の業務執行に關する意見を發表する職務に關する

第十條 理事長の職務は本財団法人の事務を統轄し理事會の議長を兼ねるものとす

第十一條 理事長の任期は五年、再任は三年とす

第十二條 理事長の職務を執行したるときは理事會の議決するものとす若し理事長の職務を執行するときは其の職務を執行する

本財団法人とす

第十三條 評議員の職務は本財団法人の事務を統轄し理事會中より理事長を推し其任期は五年とす

第十四條 評議員の職務は本財団法人の事務を統轄し理事會中より理事長を推し其任期は五年とす

第十五條 評議員の職務は本財団法人の事務を統轄し理事會中より理事長を推し其任期は五年とす

第十六條 評議員の職務は本財団法人の事務を統轄し理事會中より理事長を推し其任期は五年とす

第十七條 評議員の職務は本財団法人の事務を統轄し理事會中より理事長を推し其任期は五年とす

第十八條 左の事項に於ては理事長は評議員會の本席を兼て執行する

第十九條 理事長は本財団法人の事務を統轄し理事會中より理事長を推し其任期は五年とす

第二十條 理事長は本財団法人の事務を統轄し理事會中より理事長を推し其任期は五年とす

第二十一條 理事長は本財団法人の事務を統轄し理事會中より理事長を推し其任期は五年とす

第二十二條 理事長は本財団法人の事務を統轄し理事會中より理事長を推し其任期は五年とす

第二十三條 理事長は本財団法人の事務を統轄し理事會中より理事長を推し其任期は五年とす

第二十四條 理事長は本財団法人の事務を統轄し理事會中より理事長を推し其任期は五年とす

第二十五條 左の事項に於ては理事長は評議員會の本席を兼て執行する

第二十六條 理事長は本財団法人の事務を統轄し理事會中より理事長を推し其任期は五年とす

一、役員

二、 興業の増進及び改善

三、 慈善外の支出

四、 債権及び債務に関する事

五、 其他重要なる事項

第十九條 理事長は其の執行したる重要なる事項を次回の評議員會に報告すべし

第二十條 理事長は毎年度の加納一ヶ月以内に財産目録及前年度の決算を編成し評議員に報告すべし

第二十二條 本財團法人の總會を設けし會員を専断したるものを専断員とす専断員の氏名は之を名簿に記載し本財團法人之を保存す

第二十二條 理事長は名譽職とす但し手當を給することあるべし

本財團法人に功勞あるものには年金を給することあるべし

六、 寄附行為の管理

第二十三條 本寄附行為は目的に関する規定を除く外理事長、理事、評議員の總會の決議により寄附行為者の決議を經て寄附行為の認可を得て之を變更するを得

第二十條條 本財團法人總會の總會には寄附行為者若しくは其の親屬、理事、監事、評議員の總會を設けし其の總會の決議を以て處分するものとす但し會員の五分の三に満たざれば決議をなすを得ず

資 産 管 理

第一條 資産管理は左の各項に據るべし

一、 國庫債券、地方債證券

二、 積立金を銀行會社の株券債券

三、 積立金を銀行の預金

第二條 資産より生ずる収益は之を經費に充て剩餘あれば之を積立に入るべし

第三條 理事長は各款を定め左の事項を處理すべし

一、 經營、費用、歳入、歳出、決算に関する事項

二、 歳入、費用の管理保存に関する事項

三、 歳入、支出に関する事項

四、 物品の購入、典當の管理保存及圖書購入に関する事項

五、 其他會計に關する一切の事項

第四條 本財團には左の事項を備ふべきものとす

一、 資産の管理

二、 經費、收支、積立管理

- 三、倉庫内の日記帳簿
  - 四、收支月報帳簿
  - 五、寄附金名簿
  - 六、器具、備本、圖書、備出帳簿
- 其他会計に關する一切の書類

### 東京開成中學校規則

#### 設立の目的

第一條 本校は中學校令に依り高等普通教育を施すを以て目的とす

#### 學年、學期、休日

第二條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る學年を分ちて三學期とす第一學期は四月より八月に  
至り第二學期は九月より十二月に至り第三學期は翌年一月より三月に至る

第三條 休日は左の如し

- 一、日曜日 一、祝日 一、大祭日
- 一、本校創立記念日(十一月一日)

- 一、夏期休業七月二十二日より八月三十一日に至る
- 一、冬期休業十二月二十六日より翌年一月七日に至る
- 一、春期休業三月二十六日より四月四日に至る

#### 學科、課程、授業時間

第四條 學科課程及授業時間等を定むること左の如し

科目	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
國語	一	一	一	一	一
英語	一	一	一	一	一
算術	一	一	一	一	一
理科	一	一	一	一	一
地理	一	一	一	一	一
歴史	一	一	一	一	一
公民	一	一	一	一	一
美術	一	一	一	一	一
音楽	一	一	一	一	一
体育	一	一	一	一	一
家庭	一	一	一	一	一
英語	一	一	一	一	一
算術	一	一	一	一	一
理科	一	一	一	一	一
地理	一	一	一	一	一
歴史	一	一	一	一	一
公民	一	一	一	一	一
美術	一	一	一	一	一
音楽	一	一	一	一	一
体育	一	一	一	一	一
家庭	一	一	一	一	一

計	式	次	種	作	會	國
	法	種	種	種	種	種
三〇	一	二	二	二	二	二
	上	上	上	上	上	上
三〇	一	二	二	二	二	二
	上	上	上	上	上	上
三三	一	二	二	二	二	二
	上	上	上	上	上	上
三三	一	二	二	二	二	二
	上	上	上	上	上	上
三三	一	二	二	二	二	二
	上	上	上	上	上	上
三三	一	二	二	二	二	二
	上	上	上	上	上	上

進級、卒業

第五條 生徒の進級は平常の進級と進級の成績を考査して之を定む進級不可なるものは進級せしめず

一 學年中成績一學期に及ぶものは進級せしめず

二 學年同一學級にありて成績不可なるときは學籍を削除することあるべし

三 五年後の進級を全うしたるものには卒業證書を授けず

入学、退學

第六條 入学の期は毎學年の始めとす

學期の始めに於いて教員あるときは入学を許すことあるべし

第七條 那一年級に入学せしむるものは尋常小學校卒業者及び之と同等以上の學力を有するものとす

本條者の級入学を許すべし人員に超過するときは考査に依りて之を制限す

第八條 他の中學校より轉校せんとする者はその學級に教員ある場合に限り之を許す

同時轉校定額者の教員数に超過する場合は相當の考査により之を制限す

第九條 入学せんとする者は入学證書に入学考査料を添へ提出すべし

第十條 入学の許可を得たる者は直ちに保證人を定め在學保證書を納むべし

保證人は東京市或は其附屬に居住し丁年以上にして生徒の監督をなし得るものに限る

保證人轉居或同等の職に就ちしその旨提出すべし

保證人一時旅行せんとするときは臨時代理人を立て其旨提出すべし

保證人生徒の監督を全うし得ざる事情起りたるときは更に保證人を定め在學保證書を納むべし

第十一條 本校生徒は必ず父兄保護者は保證人の宅より通學すべし相當の監督ある事情ありせんとするときは

其旨申請で許可を受くべし

第十二條 疾病又は己むを得ざる事故により退學せんとするものは事由を具し其旨提出すべし

第十三條 左の一項或は數項に關るものは學籍を削除す

進級不良學籍取消のもの

授業料を納めざるもの

無期にて引續き一ヶ月以上欠席したるもの

授業料、入學考査料、入學金

第十四條 授業料は八月を以て毎月金六圓とす

授業料は毎月指定の日に納むべし

授業料は之を納付するも納付をなし

既納の授業料は授業を受けざるも之を返附せず

第十五條 入學を満期するものは入學考査料として金五圓を納むべし

既に納めたる考査料は返附を受けざるも之を返附せず

第十六條 入學の許可を得たるものは入學金として金五圓を納むべし

罰 則

第十七條 平素の品行學業の優劣なるものは之を賞罰す

第十八條 左の項目に關するものは停學或は放校の罰に處す

本校の規則に違反するもの

施行不可のもの

東京開成中學校職務規定

一、東京開成中學校の正の職員を置く

校長

教頭

書記

一、教務職員を置く

教務主任 生徒監

一學科又は科會學科主任

級主任

級主任

庶務主任

校長の専任主任一名を會下級の副主任一名を置く

高の外部事務に關する事務の専任主任を置く

一、校長は附屬法人東京開成中學校を執行部に組織して校長を代表し教務員を統率し事務を執行す

一、本校は教育の令で定められた事項を遵守す

一、教育委員の職務を専らに充てる事

一、教育委員、教員等、各事務の決定は多数の議決に關する事

一、教育日誌の作成の事

一、校章、校訓制定及校用圖書教具に關する事

一、校舎、教習室に關する事

一、入学、退學、轉學、上級學校内申書作成、學務説明に關する事

一、試験に關する事

一、修業旅行、行軍、遠足、見學、遊學、運動會、修業旅行に關する事

一、教職上生徒及父兄へ連絡に關する事

一、保護人会に關する事

一、校務の月次報告に關する事

一、教務委員の職務を専らに充てる事

一、教師會議に關する事

一、校務會議に關する事

一、同僚教員間の關係、職務保持、會務停止事項決定、他の教育委員に關する事

一、校務會議に關する事

一、本校の教育方針の訂正

一、修業旅行、行軍、遠足、見學、遊學、運動會、修業旅行に關する事

一、退學及転學の事務に關する事

一、校務の報告、進捗の報告、見込報告、生徒指導の手續に關する事

一、本校教育委員の職務を専らに充てる事

一、本校の校務報告の作成に關する事

一、本校の會務報告、報告、請求に關する事

一、校務の報告、報告、報告内外及休校時限を定める生徒の報告に關する事

一、生徒及父兄へ連絡に關する事

一、本校日誌の作成の事

一、本校教育委員に關する事

一、本校教育委員の職務を専らに充てる事

一、同僚教員間の關係、職務保持、會務停止事項決定、他の教育委員に關する事





一、本校卒業生又は卒業生修業中にして且卒業中二十分の二以上の額金を得た者

一、左記上級学校に入學したる者又は入學し得べき見込みありと認めたる者  
他国に於て其年に入學し得ざる時は免状を得ず

- 第一高等學校      神戶高等學校
- 東京理科大學理科      文理科大學理科
- 東京高等學校      慶應大學醫學部
- 早稲田大學理工科      東京工業大學

東京明成中學校職員恩給内規 (大正七年四月制定)

第一條 本校職員として勤続二十年に達する者左の事項の二に當合する時は終身恩給を享受す

- 一、年齢六十歳以上にして退職したる時
- 二、疾病の爲め退職せしむる時
- 三、本校の都合に依り退職したる時

第二條 勤続の年数は退職當時の月給五分の一と算せざるものとす

第三條 勤続二十年以上二十五年未満の者は退職時月給の百分の四十の額を恩給とし、  
次にその三十分一額を恩給とし

第四條 勤続二十年未満の者は退職時月給の百分の三十の額を恩給とし、  
次にその二十十分一額を恩給とし

第五條 勤続二十年未満の者は退職時月給の百分の二十の額を恩給とし、  
次にその十分一額を恩給とし、次にその十分一額を恩給とし、次にその十分一額を恩給とし

第六條 勤続二十年未満の者は退職時月給の百分の十の額を恩給とし、  
次にその十分一額を恩給とし、次にその十分一額を恩給とし、次にその十分一額を恩給とし

第七條 勤続二十年未満の者は退職時月給の百分の五の額を恩給とし、  
次にその十分一額を恩給とし、次にその十分一額を恩給とし、次にその十分一額を恩給とし

第八條 勤続二十年未満の者は退職時月給の百分の二の額を恩給とし、  
次にその十分一額を恩給とし、次にその十分一額を恩給とし、次にその十分一額を恩給とし

# 東京開成中學校火災規定

(昭和十一年四月改)

三五〇

（甲） 學校設置中の場合		（乙） 火災発生時の場合	
職名	人数	職名	人数
校長	1	校長	1
教頭	1	教頭	1
主任	1	主任	1
教員	10	教員	10
職員	5	職員	5
生徒	100	生徒	100
その他	5	その他	5

火災発生時の職務	担当
火災発生時の指揮	校長
火災発生時の連絡	教頭
火災発生時の避難	主任
火災発生時の救済	教員
火災発生時の調査	職員
火災発生時の報告	生徒
火災発生時の記録	その他

火災発生時の職務	担当
火災発生時の指揮	校長
火災発生時の連絡	教頭
火災発生時の避難	主任
火災発生時の救済	教員
火災発生時の調査	職員
火災発生時の報告	生徒
火災発生時の記録	その他

火災発生時の職務	担当
火災発生時の指揮	校長
火災発生時の連絡	教頭
火災発生時の避難	主任
火災発生時の救済	教員
火災発生時の調査	職員
火災発生時の報告	生徒
火災発生時の記録	その他

三五二

### 東京開成中學校職員年功加俸内規 (大正十年四月制定)

- 第一條 本校校長は職員として本校に於て十年以上勤務する者には左の區別に依り年功加俸を給す
  - 一 二十年以上 俸 基本俸の二割以上
  - 二 二十年以上 俸 一割五分以上
- 本校の職員は各月俸金に依りて年功加俸を算して總俸金數を算す
- 第二條 年功加俸は毎月俸金と同率に之を算す
- 第三條 年功加俸の年数は既勤の月より起算し十二月を以て一年とし總數は加算す
- 第四條 年功加俸は毎年八月三十一日以上勤務のある場合は理事長の決議により加算の二割又は半額を以て之を算す

### 勸励章授與及着用に関する規定

- 一、本校の勸励章は授與せしむるに當り勸励したる者を用せしむ。
- 二、勸励章は一年勸励章、二年勸励章、三年勸励章、四年勸励章の四種とす。
- 三、一年(二年、三年)勸励章を受け且下級年功加俸を算したる者は二年(三年、四年)勸励章を受け得す。
- 四、勸励章を受けたる者毎年勸励章を授與せられたる場合は前年の勸励章を授與するものとす。
- 五、既に勸励章を授與せられたる者にして引續き勸励したるも毎年勸励章のため授與に止まりたるときは毎年勸励章を授與せず。
- 六、勸励章は紛失するも再授與せず。
- 七、勸励章は勸励の機会に當り右方の條に專用するものとす。
- 八、勸励章を專用する者にして學業の成績不良なるか、又は出席率ならざる者は專用を停止することあるべし。

### 東京開成中學校校友會規則

#### 第一章 名稱及位階

第一條 本會は東京開成中學校校友會と稱す

第二條 本會の事務所は東京市芝区芝九丁目千代橋通地東京國成中学校内に置く

第二章 目的

第三條 本會は會員第一として相互の親睦を圖り心身の健康増進に方むいて善友なる校風の實現するを目的とし

第三章 組織

第四條 本會は左の會員より成る

- 一、 普通會員
- 二、 特別會員
- 三、 名誉會員

○普通會員は東京國成中学校卒業したること

○普通會員は會費として毎月金壹圓を納付料と共に納付するものとす(但し八月は之を納く)

○特別會員は東京國成中学校教職員たること

○名誉會員は東京國成中学校に功勞あり會費により推薦せられたる者たること

第五條 本會に左の役員を置く

- 一、 會 長 一 名

二、 副 會 長 一 名

三、 常 務 委員 二 名

四、 監 事 一 名

五、 評 議 員 中 國 系 十 名

○會費は東京國成中学校卒業したること

○普通會員は會費として毎月金壹圓を納付料と共に納付するものとす(但し八月は之を納く)

○特別會員は東京國成中学校教職員たること

○名誉會員は東京國成中学校に功勞あり會費により推薦せられたる者たること

○普通會員は會費として毎月金壹圓を納付料と共に納付するものとす(但し八月は之を納く)

○特別會員は東京國成中学校教職員たること

○名誉會員は東京國成中学校に功勞あり會費により推薦せられたる者たること

第六條 本會に左の役員を置く

- 一、 會 長 一 名
- 二、 副 會 長 一 名
- 三、 常 務 委員 二 名
- 四、 監 事 一 名
- 五、 評 議 員 中 國 系 十 名

第四章 附則

第七條 本會會議は會長、理事及部長を以て組織す

第八條 本會會議は本會各部の専断に便宜決定に關する件を議決す  
但し議決は會議員の三分の二以上の同意あるを必要とす

第五章 資産及會計

第九條 本會の會計を分ちて基本會計及經常會計とす基本會計に於ては寄附金及勸進金を處理す

經常會計に於ては會員の會費基本會計より生ずる所得及其他の臨時收入を處理す

第十條 寄附金及勸進金の保管及運用は會長之を處理す

第十一條 本會の經費は經常會計に於て之を支拂す

第十二條 會計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第六章 附 則

第十三條 本規則は本會會議の議決により變更することを得

第十四條 本會各部の規定は別に定むる處による

開成會(東京開成中學校開成會)會則

第一條 本會は開成會と稱す

第二條 本會は東京開成中學校校友会と稱稱し各校との連絡を俾る會員の連絡と連絡を圖るを以て目的とす

第三條 本會は東京中學校、東京開成中學校の前身若及び職員を以て組織す

第四條 本會は東京市東區板橋二丁目二番地に事務所(開成會館)を設く

第五條 本會に會長一名、理事若干名、年度職員若干名を設く

第六條 會長は東京開成中學校長兼任に當るものとす

理事は年度職員及職員中より會長之を推選す

理事及年度職員の任期は一ヶ年とす 但し責任を妨げず

第七條 會長は會則を總務す

總務は庶務及會計を掌る

年度職員は本會の重要事項を協議し後て各所属の年度に關する會務を分掌す

第八條 本會は毎年一回大會を開く、但し必要に應じ臨時會を開くことを得

第九條 本會の經費は寄附金及會費を以て之に充つ

第十條 本會委員は會費として毎年金壹圓又は慈善會費として一時金拾圓を納付するものとす

第十一條 本會は會費及會員名簿を發行す

附 則

第十二條 本會會則は大會に於て出席會員過半數の同意により變更するものとす

### 東京開成中學校保證人會會則

第一條 本會を東京開成中學校保證人會と稱し本會所を東京開成中學校内に置く

第二條 本會は東京開成中學校生徒の父兄保證人並に賛助者を以て會員とす

第三條 本會は東京開成中學校の發展並に生徒の保護に努め併せて學校教職員との關係を固むるを以て目的とす

第四條 本會の組織は總て會費を以て之を支拂するものとす

第五條 會員は會費として年納一名に對し毎月金壹圓を納付するものとす

第六條 本會に左の役員を置く、役員は總務課とす

一、 理 事 十一名以内、内一名は理事長、一名は常務理事、一名は會計主任

一、 評議員 五十名以内

一、 監 司 若干名

第七條 評議員は會員中より之を選挙し理事は評議員之を互選し理事長は理事之を互選す、此等主任及び會計主任は理事長之を指名す

役員は理事長之を指名す

役員は任期は一年とし再選を許げず

顧問は評議員會の推薦による

第八條 理事長は會務を總理し會議を招集す、理事は會議を補助し、此等主任理事は二條規程を受け、會計主任理事は會計目的に關することを掌る、評議員は會議を補助するものとす

會し事務の進行は學校の教職員に之を依託することとす

第九條 理事會及び評議員會は臨時之を置く

定時總會は毎年五月之末開き臨時總會は必要に應じて之を置く

第十條 會議の議事は出席會員の過半數によりて之を決す

會議の議長は理事長に任ず

第十一條 定時總會に於ては事務の進行、會費の徴収其の他會議の都合を定するものとす

第十二條 本規則は總會の決議を経てあらざれば之を變更することとす

### 卒業生の状況

#### 一、卒業生数

本校創立六十五年此間卒業生を出すこと既に六・八七三名を算し國家有爲の英才を出し官界實業方面の要職に參與するもの甚だ多し。

明治二十八年以前 一、九七五

明治二十九年以後 四、八九八

合計 六、八七三

#### 一、各大學及専門學校卒業生数

帝國大學 一、七〇二

内閣 法學部 六三二 工學部 三九三 醫學部 一四六 文學部 一五三

農學部 一三五 理學部 一一八 経済學部 一二五

高商及商大 二四〇 醫大及醫專 一〇七

工大及高工 一六六 外國新學校 六一

陸軍 八八 海軍 一一二

農學	三三二	商學	二六
東京美術	三四	高師文壇大學	一〇
慶應大學	二八九	早大	二三八
水産	六	其他	九五
合計	三、二〇六		

卒業生にして現任官となりしもの左の如し (註：右内数ハ教員、其ノ外ハ卒業生ニ限リ)

#### 一、大臣

高橋是清氏(教) 大岡青 逸氏(教) 高岡早 苗氏(18)

岡野敬次郎氏(18) 江木 篤氏(18) 床次竹二郎氏(16)

雙月圭介氏(16) 水野錦太郎氏(17) 岡田 幹 介氏(16)

飯 塚 一氏(16) 渡邊 千 多氏(16) 小原 直氏(16)

小川 徳太郎氏(16) 湖 原 嘉之輔氏(16)

#### 一、臺灣總督、高級官吏

山本 兼太郎氏(14) 石塚 英 藏氏(16) 木下 兼次郎氏(17)

川村 竹 治氏(12) 中川 健 蔵氏(17)



一、陸、海軍大將

海軍大將 小堀幸三郎氏(17)

海軍大將 井出 謙清氏(18)

海軍大將 岡田 啓介氏(18)

一、編制顧問官

水野 俊廣 大佐(18)

石 塚 英 大佐(18)

# 祝

### ○創立五十周年記念式状況

大正十三年十二月七日新橋校舎に於て校舎落成式並に創立五十周年記念式祝賀會を開催す其状況左の如し。

校長の名による案内状を發送せし者	
文部省、東京府、東京市官公吏	二〇
北區區長(本區)、下谷區長(部長日暮田町長)	七
府學務委員、町長等、同僚會館長	二〇
府下官公私立中學校長官公私立専門、大學長	三〇
府下小學校長	三五〇
職員關係者	五
新聞記者、教育會長、教育雜誌記者	二五
賓客者(非同僚會館者)	一〇
同僚會員(會外居住者ヲ含ム)	一、五五〇



